



フレンドリープラザ 八広児童館「ぼかぼか」オープン

第1節 概 説

1 はじめに

すべての住民が「健康で文化的な生活」を営むことのできる社会が福祉社会における理念である。国及び地方公共団体は数々の施策を行い、その実現を図ってきた。

しかし、高齢化の進展や、世帯の核家族化にともなう家族機能の低下、少子化等が進行しており、福祉に対する需要も増加し、多様化している。

このような状況を踏まえて区では、福祉・保健・医療・住宅等の関連分野が連携した総合的な地域福祉施策である「墨田区地域福祉計画」を平成5年9月に策定した。現在は第4次計画（令和4年度～8年度）に基づき、各福祉分野の共通して取り組むべき事項に焦点を当て、プラットフォームの手法を活かし、区、住民、関係団体の役割を明確化したうえで、包括的な支援体制の整備と地域づくりの推進を図っている。

2 福祉事務所

福祉事務所は、生活保護法をはじめ、身体障害者・知的障害者・母子・児童・老人福祉のいわゆる福祉六法に定める援護、育成、更生の措置に関する事務や、その他関連事務をあわせて担当し、地域社会における社会福祉行政センター的な性格をもっている。

なお、福祉事務所については、昭和58年6月に厚生部と一体となった組織改正を行い、事業を対象別に分け、各課で対応することとした。その後、平成12年4月に厚生部を福祉保健部と改める組織改正を行った。

福祉事務所面接相談件数

(令和5年度)

総数	生活保護	児童福祉	母子福祉	女性福祉	家庭相談
5,738件	1,707件	1,545件	555件	1,428件	503件

第2節 児童福祉

1 はじめに

出生率が低下し、人口の高齢化が急速に進みつつある現在、高齢社会を支える児童の健全な育成は、極めて重要な課題である。

区では、児童手当（国）、児童育成手当（区）、児童扶養手当（国）、特別児童扶養手当（国）の支給、子ども（区）・ひとり親（区）を対象とした医療費の助成、保育園、認定こども園、児童館、学童クラブ事業の運営などを行っている。

令和元年度には、これまでの次世代育成支援対策を継続して推進していくほか、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、「すみだ子育て・子育て応援宣言—墨田区子ども・子育て支援総合計画—」を策定した。

児童手当・児童育成手当

児童手当は、児童手当法に基づき、区市町村が単位となっていて行われている国の制度で、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的に、中学校修了前までの児童を養育している人に支給している。

なお、平成22、23年度は子ども手当として支給し、その後、支給額等について児童手当法の一部改正があり、平成24年度から再び児童手当として支給している。また、平成24年6月分からは父母等に対する所得制限を適用し、所得制限超過者については、児童1人あたり5千円の特例給付を行っていたが、令和4年6月分からは所得上限が適用され、所得制限以上所得上限未満の場合に特例給付を行っている。さらに、令和6年10月分からは所得制限が撤廃され、支給対象年齢も高校生年代までの児童に拡大されるなど、対象者の拡充が行われた。

児童育成手当は、都の区域内で実施されている独自の制度で、20歳未満の障害児の保護者に支給される障害手当、ひとり親家庭（同様の状態にある家庭を含む）で18歳の誕生日の属する年度末までの児童を養育している場合に支給される育成手当の二つからなっている。（所得制限あり）

児童手当等受給状況

	4年度末受給者数	5年度末受給者数
児 童 手 当	16,467人 〔対象児童数〕 24,733人	16,107人 〔対象児童数〕 24,100人
児 童 育 成 手 当	1,940人	1,892人

児童育成手当種類別児童数

(令和6.3.31現在)

育成手当	障害手当	併給	計
2,421人	107人	35人	2,563人

児童扶養手当

児童扶養手当は、国の制度で、父母の離婚、父又は母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない18歳の誕生日の属する年度末までの児童（心身に中度以上の障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する。（所得制限あり）

児童扶養手当受給状況（受給者数）

4年度末受給者数	5年度末受給者数
1,711人（うち、支給停止413人）	1,663人（うち、支給停止386人）

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、国の制度で、精神または身体に中度以上の障害を有する20歳未満の児童の保護者に支給される。（所得制限あり）

特別児童扶養手当受給状況（受給者数）

4年度末受給者数	5年度末受給者数
209人（うち、支給停止38人）	213人（うち、支給停止41人）

子ども医療費助成制度

この制度は、子どもを養育している人に対し、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、子育てを支援することを目的としている。(所得制限なし)

対象者は、区内在住で健康保険に加入している高校生年齢相当までの子どもで、助成内容は次のとおりである。

《助成する医療費》

病院等で支払う医療費のうち、保険診療の自己負担分（入院時の食事療養費等を除く）

《助成対象年齢》

対象児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日まで

※助成対象年齢が6歳に達した日以後の最初の3月31日までだったが、平成19年1月から小学3年生まで拡大。平成19年10月から中学3年生まで拡大。さらに令和5年4月から高校生年齢相当まで拡大。(高校等の在籍は問わない。)

受給対象者数

(各年度3月末日現在)

年 度	3	4	5
乳幼児医療（未就学児）	13,761	13,237	12,835
子ども医療（就学児）	15,840	16,034	16,278
高校生等医療（高校生年齢相当）			4,923

※高校生等医療（高校生年齢相当）は、令和5年4月1日から開始

ひとり親家庭等医療費助成制度

この制度は、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成（入院時の食事療養費を除く）することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図ることを目的としている。(所得制限あり)

対象者は、区内在住で健康保険に加入しているひとり親家庭の父、母又は養育者と、次のいずれかに該当する児童。

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が障害の状態にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

- ⑥ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧ 父又は母が配偶者から暴力（DV）で裁判所から保護命令を受けた児童

※児童とは18歳に達した日の属する年度の末日までの者又は20歳未満で障害の状態にある者

助 成 状 況

(各年度3月末日現在)

年 度	3	4	5
助成世帯数（世帯）	1,314	1,264	1,193
受給者数（人）	1,718	1,534	1,295

2 保育所（園）及び認定こども園（幼保連携型）

(1) 保育所（園）

保育所（園）は、保護者の委託を受けて、日々の保育を必要とする乳幼児を保育する施設で、児童福祉法に基づき設置されている。入所できるのは、共働きや疾病などで保育を必要とする場合等である。

令和6年4月現在、区立の保育所は25園（分園2園含む）である。また、私立の保育所は区内に61園（分園5園含む）あるが、区ではこれらについても運営に関する連絡調整及び指導、運営費に関する支払いその他経費の助成を行っている。

また、就労形態の多様化に対応して、全園で11時間開所を実施するとともに延長保育（長時間保育を含む）や一時預かり等を行い、子育て支援策の充実を図っている。

区内保育所の在園児童数

(令和6.4.1現在)

	乳児（3歳未満）	幼児（3歳以上）	計
区立（25園）	817（0）人	1,227（3）人	2,044（3）人
私立（61園）	1,742（1）	2,343（11）	4,085（12）
計	2,559（1）	3,570（14）	6,129（15）

※（ ）は他区等からの受託児童数

区立保育園

(令和6.4.1現在)

施設名	所在地	電話	認可定員	開設年月日
江東橋保育園※	緑 4-35-9	3631-2411	140人	昭36. 4. 1
江東橋保育園分園	亀 沢 3-12-5	3623-0152	21	平21. 4. 1
横川橋保育園※	太 平 1-27-13	3622-3323	116	昭36. 4. 1
中川保育園	東墨田 2-1-15	3612-2968	112	38.12. 1
花園保育園※	東向島 3-16-2	3614-5430	119	41. 4. 1
◎押上保育園※	押 上 2-10-17	3623-6030	101	41. 5. 1
福神橋保育園	文 花 1-30-21-101	3611-7721	73	42. 5. 1
文花保育園	文 花 1-24-5	3611-6068	107	43. 4. 1
◎すみだ保育園※	墨 田 4-22-4-101	3619-5844	87	45. 5. 1
東駒形保育園※	東駒形 1-6-8	3625-8672	67	48.12. 1
◎亀沢保育園※	亀 沢 1-27-5	3624-7781	116	49. 5. 1
東あずま保育園※	立 花 2-32-12 (仮園舎)	3613-2868	118	51. 5. 1
おむらい保育園※	文 花 1-32-1-103	3613-5391	116	51.10. 1
太平保育園※	太 平 1-13-10	3626-0776	89	52. 4. 1
◎さんし保育園※	江東橋 4-30-2-301	3635-1001	109	52. 9. 1
鐘ヶ淵北保育園	堤 通 2-8-15-109	3619-8531	117	53. 5. 1
梅若保育園※	墨 田 2-38-13	3611-6571	114	54. 5. 1
立川保育園※	立 川 1-5-2	3633-6960	91	54. 5. 1
中川南保育園	立 花 6-8-2-106	3616-4141	114	54.10. 1
◎長浦保育園※	八 広 5-10-1-105	3616-7227	119	55. 9. 1
寺島保育園	東向島 1-23-10	3614-0311	94	56. 5. 1
◎水神保育園※	堤 通 2-6-9-103	3616-1970	90	57. 5. 1
しらびげ保育園	堤 通 2-5-5-101	3611-1580	105	58. 4. 1
◎横川さくら保育園※	横 川 5-9-1	5608-4525	51	平 7. 4. 1
◎横川さくら保育園分園※	立 花 1-23-5-206	3612-5525	30	22. 4. 1

※印は延長保育実施園 ◎印は民間運営園

私立保育園

(令和6.4.1現在)

施設名	所在地	電話	認可定員	開設年月日
墨田みどり保育園※	亀沢3-7-11	3624-4508	99人	昭29.11.1
墨田みどり保育園分園※	亀沢3-6-1	6240-4917	99人	平30.6.1
ほがらか保育園※	墨田4-30-14	3611-7685	70	昭31.6.1
光の園保育学校※	東駒形4-6-2	3622-8867	}144	24.5.1
光の園保育学校両国駅前分園※	両国4-37-6	5638-5881		平13.1.1 (移転 令6.4.1)
厚生館保育園※	立花5-21-3	3613-1931	100	昭30.12.1
菊川保育園※	江東橋5-3-3	3633-1888	120	26.1.20
東京愛育苑さゆり保育園※	東向島6-7-8	3611-1912	80	41.9.1
木ノ下保育園※	墨田4-60-13	3612-5458	60	45.2.1
杉の子学園保育所※	東向島2-13-6	3619-4153	110	45.3.10
ナーズリー保育園※	東向島6-15-5	3613-3470	}61	51.4.1
ナーズリー保育園分園※	東向島6-16-10	3613-3470		平12.5.1
育正保育園※	東駒形1-3-15	5819-3170	90	19.1.1
こひつじ保育園※	緑2-23-3	5600-1211	100	19.4.1
わらべみどり保育園※	緑3-12-2	5638-1551	98	22.4.1
本所たから保育園※	東駒形4-4-7	5610-3737	75	23.4.1
すみだ中和こころ保育園※	菊川1-18-5	6666-9449	60	24.4.1
両国・なかよし保育園※	両国1-10-7	5638-5835	99	25.10.1
小梅保育園※	向島3-42-1	3829-3663	60	27.4.1
すみだ川のほとりに笑顔咲くほいくえん※	立川2-12-16	6666-9446	65	27.4.1
まなびの森保育園錦糸町※	太平2-4-4	5610-0720	69	27.4.1
グローバルキッズ押上園※	押上2-19-20	5608-3334	105	27.4.1
両国すきっぷ保育園※	両国4-25-9	5625-2200	60	27.4.1
のびのび保育園※	(キッズ館)千歳3-8-13 (ジュニア館)千歳2-9-8	3634-0086	51	27.4.1
すこやか錦糸保育園※	錦糸3-7-1	3623-3740	72	27.4.1
AIAI NURSERY 錦糸町※	亀沢4-5-4	6284-1609	40	27.10.1
ういず東駒形保育園※	東駒形2-9-9	6240-4053	60	27.12.1
ベネッセ菊川北保育園※	立川4-10-9	5625-3516	61	28.4.1
小学館アカデミーひきふね駅前保育園※	京島1-1-1-314	3610-8178	59	令5.4.1 (平28.4.1)
チェリッシュあおぞら保育園※	緑4-38-1	5638-3177	66	28.11.1
チェリッシュあおぞら保育園曳舟分園※	京島1-36-1	6657-3309	29	令4.4.1

施設名	所在地	電話	認可定員	開設年月日
アスク両国保育園※	石原2-7-3	5608-4382	66	28.11.1
向島ひまわり保育園※	向島3-22-8	5610-3981	77	29.4.1
オウトピア保育園※	緑2-5-12	6659-6233	46	29.9.1
そらまめ保育園すみだ横川※	横川1-1-10	5637-8709	122	29.10.1
ひらがなのツリーほいくえん※	業平3-9-2	6658-4417	60	30.4.1
キッズガーデン墨田八広※	八広2-54-9	6657-5451	102	30.4.1
ミアヘルサ保育園ひびき曳舟※	東向島2-42-5	6657-4691	60	30.4.1
石原ここわ保育園※	石原3-5-7	6658-5853	56	30.4.1
まなびの森保育園曳舟※	京島1-44-17	3618-8688	68	30.4.1
わらべ向島保育園※	向島3-19-5	5610-2311	71	30.4.1
わらべ向島保育園分園※	向島4-2-14	3625-1131	29	令3.4.1 (平26.7.1)
うれしい保育園八広※	八広4-33-9	5655-2321	82	30.4.1
にじいろ保育園向島※	向島5-13-18	6658-5851	70	30.10.1
まなびの森保育園八広※	八広6-27-6	6661-8630	68	31.4.1
アスク緑保育園※	緑1-5-9	5625-3021	60	31.4.1
グローバルキッズ八広園※	八広5-5-12	6657-0511	70	31.4.1
たんぼぼ保育所八広園※	八広5-20-5	5655-1031	73	31.4.1
キッズガーデン業平※	業平3-1-6	5637-8600	78	31.4.1
キッズガーデン第二墨田八広※	八広6-34-1	6661-8481	63	31.4.1
さくらさくみらい東向島※	東向島3-20-8	6661-8739	70	31.4.1
AIAI NURSERY石原※	石原4-37-4	5637-7302	60	31.4.1
キッズパートナー菊川※	菊川3-19-2	6659-9463	60	令2.4.1
にじいろ保育園菊川※	立川3-18-13	5669-0397	70	2.4.1
グローバルキッズ曳舟保育園※	京島3-62-5	6657-2818	70	2.4.1
すこやか本所保育園※	本所2-13-9	6456-1734	60	2.4.1
タムスわんぱく保育園墨田※	亀沢3-24-1	6658-5921	113	2.8.1
クオリスキッズ菊川保育園※	立川4-13-29	6659-9644	57	4.4.1
○クローバーこども園※	八広1-16-22	6657-1622	110	4.4.1
ベネッセ菊川保育園※	立川4-6-6	5638-6307	64	5.4.1
○あおやぎ保育園※	東向島4-37-17	3614-6789	120	6.4.1

※印は延長保育実施園 ○印は公私連携型保育所

(2) 認定こども園（幼保連携型）

幼保連携型認定こども園は認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能の両方を併せて持つ施設で、小学校就学前の子供の教育・保育・子育て支援を一体的に提供している。

平成29年4月から公立保育園2園が認定こども園に移行した。また、私立園として2園あり、運営に関する連絡調整及び指導、運営費に関する支払いその他経費の助成を行っている。

区内認定こども園（幼保連携型）の在園児童数

(令和6.4.1現在)

	乳児（3歳未満）	幼児（3歳以上）	計
区立（2園）	70人(0)	120人(0)	190人(0)
私立（2園）	110(0)	155(0)	265(0)
計	180(0)	275(0)	455(0)

※（ ）は他区等から受託児童数

	施設名	所在地	電話	認可定員	開設年月日
区立	たちばな認定こども園	立花3-21-16	3617-7950	91人	平29. 4. 1
区立	八広認定こども園	八広3-7-5	3617-2323	120人	平29. 4. 1
私立	幼保連携型認定こども園 共愛館保育園	押上3-53-6	3617-4460	139人	平28. 4. 1
私立	興望館こども園	京島1-11-6	3611-1880	153人	令4. 4. 1

延長保育

保育園及び認定こども園では、保護者の就労形態の多様化に伴う保育時間延長の需要にこたえて、現在82園（区立19園、私立63園）で午後6時15分以降1時間から4時間の延長保育（満1歳になる月から対象。一部私立園を除く。）を実施している。

なお、延長保育実施園では、保護者の急な残業等の場合に、1日単位で利用を承認するスポット保育も行っている。

産休明け保育事業

区立保育園及び区立認定こども園では生後57日以降（産休明け8週）の子どもを受入れる保育を7園で実施している。また、私立保育園及び認定こども園では生後43日以降8園、生後57日以降38園の産休明け保育を行っている。

障害児保育対策

区では障害児への保育の充実を図るため、区立保育園及び区立認定こども園では保育士を配置するとともに、私立保育園へ運営費の加算を行っている。

また、各保育園及び認定こども園を心理相談員が巡回し、児童への保育指導を行っている。

障害児保育実施状況

(各年5月現在)

年	31	R2	R3	R4	R5
区立	144 (6) 人	170 (8) 人	152 (9) 人	148 (10) 人	203 (9) 人
私立	133 (0)	143 (1)	140 (1)	179 (2)	218 (0)

※（ ）は重度障害児再掲

保育サービスの充実

保育ニーズの多様化に伴う、きめの細かい保育を実施するため、休日保育、年末保育を実施している。

(令和5年度)

休日保育	年末保育
1,167人	80人

緊急一時保育

墨田区内に住所のある生後6か月から小学校就学前までの健康な乳幼児で、保護者の死亡、失踪、離別、出産、病気又は家族の看護介護等により緊急に保育を必要とするとき、区立・私立保育園及び認定こども園、認証保育所で一時的に保育している。

緊急一時保育

(令和5年度)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
24人	35人	21人	1人	7人	1人	89人

一時保育

墨田区内に住所のある6か月から小学校就学前までの子どもの保護者が冠婚葬祭等の用途で外出する場合や育児負担を軽減したい場合等に子どもを一時的に保育園で保育する。区立保育園では3園、私立保育園等では9か所で実施している。(令和5年度 延べ4,542人利用)

区立	押上保育園	横川さくら保育園	亀沢保育園
私立	あおやぎ保育園	墨田みどり保育園	こひつじ保育園
	わらべみどり保育園	両国・なかよし保育園	杉の子学園保育所
	グローバルキッズ押上園	タムスわんぱく保育園墨田	クローバーこども園

私立保育所施設整備資金貸付事業

区内私立保育所の施設整備に要する資金を貸付けることにより、保育所の整備を促進し、私立保育所の活用を図っている。なお、貸付限度額は5,000万円で無利子となっている。

3 地域型保育

(1) 小規模保育事業所

区の保育ニーズに対応するため、区が認可した定員19人以下の小規模な保育施設に対して、区は運営費の一部を補助し、保育の充実を図っている。

(令和6.4.1現在)

施設名	所在地	電話	認可定員	開設年月日
A I A I M I N I 小村井	立花5-24-11	5631-3140	19人	平26. 4. 1
ぶどうの木保育室	東駒形4-4-8	3626-4360	15人	24. 6. 16
八広ぶどうの木保育室	八広6-37-5	6657-1157	12人	25. 11. 1
ちゃのま保育園	横川4-9-8	6240-4332	19人	26. 10. 27
キャリー保育園東向島	東向島5-36-10	3613-5115	12人	28. 4. 1
未来っ子保育園東向島園	東向島5-18-1	3618-8270	19人	29. 4. 1
ちゃのま保育園両国駅前園	緑 1-20-12-101	6659-6505	12人	令 2. 4. 1
ル・アンジェ両国保育園	両国1-17-6	5669-0595	19人	令 3. 4. 1

(2) 家庭的保育事業（保育ママ）

児童の保護者が、就労等により保育を必要とするとき、保護者に代わって区が認可した家庭的保育者の居宅等において保育をする。

区は運営費の一部を補助し、保育の充実を図っている。

家庭的保育事業

(令和6.4.1現在)

名 前	定 員	保育室住所
かあかん家保育室（鈴木 まり子）	4	八広3丁目
はせやま保育室(長谷山 嘉子)	3	立花2丁目
加代ママ保育室（山本 加代）	5	東向島2丁目
めだか保育室（石山 好子）	5	押上3丁目
はじめのいーぼ保育室（山木 輝美）	5	京島3丁目
つつみ保育室（岸本 貴子）	5	向島1丁目
花島保育室（花島 史葉）	5	向島4丁目
そらいる保育室（鈴木 恵美）	1	押上3丁目

(3) 居宅訪問型保育事業（医療的ケア対応）

保育の必要性があり、医療的ケアが必要な疾病、障がい等により集団保育が困難な児童を対象に、児童の居宅において保育者による1対1の保育を行う事業に対し、区は運営費の一部を補助し、保育の充実を図っている。

4 その他の保育サービス

認証保育所

保護者の多様な保育ニーズに対応するため、13時間以上の開所など東京都独自の設置基準を満たし認証された保育所に対して、サービス水準の維持向上を図ることを目的に、区は運営に係る経費等を補助している。

また、認証保育所に入所している児童の保護者の負担を軽減するため、所得及び多子の状況に応じ1人1か月1,000円～67,000円を補助している。

定期利用保育・一時預かり

平成24年4月から、両国子育てひろば1階保育室で、パートタイム勤務や短時間就労など保護者の就労形態等に対応して子どもを預かる定期利用保育を実施している。定員は、0歳児（生後6か月以上）が9人、1・2歳児が24人で計33人である（令和5年度 延べ376人利用）。

また、定期利用保育の定員の空きを利用して、保護者の方の冠婚葬祭やリフレッシュしたいときなどに一時的に保育が必要な生後6か月から就学前までの子どもを預かる一時預かりを実施している。令和3年4月から、定期利用保育の空きの利用に加えて6人の定員を設けた（令和5年度 延べ1,436人利用）。

なお、文花子育てひろばでは、令和3年4月から一時預かりを開始した。
(令和5年度 延べ1,137人利用)

私立保育園では墨田みどり保育園、墨田みどり保育園分園、タムスわんぱく保育園墨田、クローバーこども園、民間施設では2園（そらまめ東あずま駅前園、はなみずき保育室）で定期利用保育を実施している。

また、そらまめ東あずま駅前園、はなみずき保育室、クローバーこども園では、定期利用保育の定員の空きを利用した一時預かり、NPO法人子育てひろば・かあかのおうち、子育てステーションこだちでは一時預かりのみを実施している（令和5年度 延べ812人）。

地域プラザ一時預かり事業

平成29年7月から地域プラザ（本所・八広）で生後6か月から就学前までの子どもを1日4時間以内（定員3名）で預かる。午前9時から午後5時まで、1人あたり1ヶ月4回まで利用可能。
(令和5年度)

本所地域プラザ 月・木 登録者588人、利用者190人、利用時間669時間

八広地域プラザ 火・金 登録者289人、利用者116人、利用時間400時間

ファミリー・サポート・センター事業

多様化する保育のニーズに応えるため、現行の保育時間外の一時的な保育や、保護者の突発的な理由による一時的な保育等を、コミュニティを活用した区民の自主的な相互援助活動により実施する。事業実施にあたっては、子育ての援助を行いたい人（サポート会員）と子育て援助を必要とする人（ファミリー会員）とで構成する会員組織（すみだファミリー・サポート・センター）を設置して実施している。

(令和6.3.31現在)

	会員数
サポート会員	172名
ファミリー会員	968名
両方会員	7名
合計	1,147名

児童養育家庭ホームヘルプサービス事業

義務教育修了前の子どもを養育している家庭の保護者が、一時的な病気等で日常生活に支障をきたしている場合、区が委託する民間事業者からホームヘルパーを派遣している。

(令和5年度)

件数	日数
28件	295日

子どもショートステイ事業

墨田区内に住所のある生後57日から中学校3年生までの児童を養育している保護者が、疾病や冠婚葬祭等により、一時的に児童を養育することが困難で、保護者のほかに養育する人がいない場合、区が委託する乳児院、児童養護施設及び協力家庭で児童を預かっている。

(令和5年度)

件数	日数
86件	269日

要支援家庭を対象としたショートステイ事業

これまでのショートステイ事業に加え、要支援家庭を対象とし、保護者が児童の養育をすることが一時的に困難である場合に、保護者に代わり、区が委託する乳児院で当該児童を一時的に養育する事業を令和元年度から開始した。

(令和5年度)

件数	日数
2件	11日

訪問型保育支援事業

訪問型保育支援事業“すみだ子育て支援ネット「はぐ(Hug)」”は民間事業者に委託し、区が養成・認定した子育てサポーターや病後児サポーターが保護者の自宅へ訪問し保育等を行っている。令和3年4月1日からこれまでの事業に加え、多胎児家庭を支援する「多胎児家庭サポート」を開始した。令和5年10月から療育タイムサポートは緊急預かりと統合し、エンジェルサポート、多胎児家庭サポートは家事・育児サポーター事業へ移行した。

	対象	利用状況 (令和5年度)
在宅子育てママ救急 ショートサポート	自宅で児童を養育している保護者が急な病気や 体調不良等により一時的に保育できないとき	818件 2,849.0時間
病後児（軽症病児） 保育	保育園児や幼稚園児、小学校3年生までの子ども が病気等の回復期にあり通園・通学できないとき	726件 4,818.0時間
緊急預かり	冠婚葬祭や出張等により子どもを早朝、夜間に 保育できないとき	413件 1,114.5時間
療育タイムサポート	療育事業所に保護者が同行する際に兄弟姉妹を 一緒に連れていけないとき	86件 208.0時間
エンジェルサポート	産後43日未満の保護者が、心身回復のために子 どもを一時的に保育してほしいとき	23件 69.0時間
多胎児家庭サポート	多胎児を養育する家庭	50件 116.0時間

いっしょに保育

生後43日から就学前までのお子さんの子育てをしている保護者が、子育てについて気になることや困っていることがあるとき、保育士が保護者の自宅に訪問し、保護者と一緒に保育を行いながら、子育ての相談を行う。

(令和5年度)

件 数

90件

多胎児家庭移動経費補助事業

0歳から2歳までの多胎児を養育する家庭に対し、乳幼児健診や予防接種など母子保健事業及び多胎児家庭を対象とした交流会等を利用するために必要なタク

シー料金を助成する。(一世帯当たり年間 24,000 円)

また、助成に当たっては面接を行い、必要に応じて支援につなげる。

(令和5年度)

交付件数
55件

家事・育児サポーター事業

妊娠中の方や乳幼児期（0歳から2歳まで）の子どもを育てる家庭に対し、自宅へサポーターを派遣して家事・育児の支援サービスを実施することにより、身体的・精神的負担を軽減し、妊娠期及び産後も安心して子育てできるよう支援する。

墨田区と提携したサポーター派遣事業者の家事・育児サービスを利用する際に、墨田区が交付する「利用券」をサポーター派遣事業者へ提出することで、一定の負担で利用できる。

登録決定数

	単胎児				多胎児			計
	妊娠期	0歳	1歳	2歳	多胎妊娠期～0歳	1歳	2歳	
令和5年度 (件)	239	570	252	119	29	13	2	1,224

利用件数及び時間数

		単胎児				多胎児			計
		妊娠期	0歳	1歳	2歳	多胎妊娠期～0歳	1歳	2歳	
令和5年度	件数	227	1,718	264	139	233	109	22	2,712
	時間	539	4,742	652	324	883	259	47	7,446

⑤ 幼児教育・保育の無償化

幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、子どもの保護者の経済的負担を軽減する観点から、子ども・子育て支援法等の改正により、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始された。

区から認定を受けた3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもを対象としている(幼稚園等を利用する場合は満3歳児から対象)。

利用する施設・サービス	無償化の内容
認可保育施設（認可保育園、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業所、家庭的保育事業等）	利用料無償 （延長保育については有償）
区立幼稚園、私立幼稚園（新制度）、認定こども園（教育部分）	利用料無償
私立幼稚園（私学助成）	月額2.57万円を上限に利用料補助
幼稚園等の預かり保育	月額1.13万円を上限に利用料補助 （満3歳児は月額1.63万円）
認可外保育施設等	【0～2歳児クラスの子ども】 月額4.2万円を上限に利用料補助 【3～5歳児クラスの子ども】 月額3.7万円を上限に利用料補助

〔6〕 児 童 館

児童館は、児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設として、地域の児童に対し遊びの場所を提供するとともに、専門職員による個別的・集団的指導を通して、児童の健全な育成を図ることを目的としている。

現在、区立児童館は分館を含む12館が設置されており、自由な遊びの場であるとともに、年齢の異なる子ども同士、また親子での交流を深める場として各種の事業を行っている。

区立児童館の主な行事

スポーツを通じての交流	卓球・バドミントン・ドッジボール・一輪車・体力測定などの体力指導
文化を通じての交流	映画会・図工教室・音楽・人形劇・紙芝居・コンサート・パネルシアター・紙工作
まつり・つどいその他	こどもの日のつどい・夏休みイベント・地域との交流会

区立児童館

(令和6.4.1現在)

施設名	所在地	電話	開設年月日	民営化開始	指定管理者
墨田児童会館	墨田2-30-15	3614-7141	昭和46.11.1	平成13年度	(福)雲柱社
八広児童館	東墨田1-2-6	3612-8300	昭和47.4.1	平成19年度	小学館集英社プロダクション・理究キッズ共同事業体
江東橋児童館	江東橋1-15-4	3634-8883	昭和49.4.1	平成19年度	(福)雲柱社
東向島児童館	東向島6-6-12	3611-2500	昭和50.7.21	平成17年度	(一財)本所賀川記念館
東向島児童館分館	京島1-44-21	6661-8550	平成30.10.1	平成30年度	(一財)本所賀川記念館
立花児童館	立花1-27-9	3619-5781	昭和51.5.5	平成18年度	(労協)ワーカーズコープ・センター事業団
立川児童館	立川1-5-2	3633-2874	昭和54.6.1	平成17年度	(労協)ワーカーズコープ・センター事業団
文花児童館	文花1-32-11	3619-5753	昭和55.5.1	平成15年度	(福)雲柱社
中川児童館	立花5-18-9	3619-7188	昭和58.4.1	平成16年度	(福)厚生館
外手児童館	本所2-6-9	3621-4531	昭和58.9.1	平成15年度	(福)雲柱社
八広はなみずき児童館	八広4-27-8	3617-7060	昭和60.5.1	平成18年度	(労協)ワーカーズコープ・センター事業団
さくら橋コミュニティセンター	向島2-3-8	3623-2181	昭和61.5.1	昭和61年度	(福)雲柱社

児 童 館 入 館 者 数

(令和5年度)

	幼児	小学生	中学生	高校生	一般	計
	人	人	人	人	人	人
墨田	9,507	39,939	7,294	1,885	23,397	82,022
八広	1,638	19,414	1,697	12	7,102	29,863
江東橋	5,346	12,458	1,010	768	13,021	32,603
東向島	4,494	20,984	4,651	473	9,454	40,056
東向島分館	20,620	32,431			25,187	78,238
立花	4,578	21,393	2,385	2,007	9,445	39,808
立川	5,197	23,157	676	81	13,839	42,950
文花	5,289	27,202	3,418	951	11,348	48,208
中川	2,064	31,426	1,892	410	11,158	46,950
外手	4,320	27,399	3,685	597	14,047	50,048
八広はなみずき	4,142	32,390	3,423	619	11,717	52,291
さくら橋	5,314	27,970	4,804	1,129	16,441	55,658
東駒形コミュニティ	6,486	24,184	2,045	515	13,345	46,575
梅若橋コミュニティ	3,153	7,067	852	44	3,479	14,595
横川コミュニティ	3,945	24,565	2,182	226	9,547	40,465
計	86,093	371,979	40,014	9,717	192,527	700,330

7 学童クラブ

本区における学童クラブは、児童福祉法の「放課後児童健全育成事業」として授業終了後、保護者の就労及び疾病等のため家庭において適切な保護を受けられない小学生（ただし、小学4年生から6年生までは障害、要保護等、特に必要があると区長が認めた場合）を対象に、その適切な保護と健全な育成を図るため、計画的な指導を行っている。児童館学童クラブ17、学童クラブ分室40、コミュニティ会館学童クラブ4、保育園併設等学童クラブ5、計66クラブを運営している。

また、平成25年度から、早朝延長（午前8時から）、夜間延長（午後7時まで）、土曜育成（午前8時から午後7時まで）を開始し、現在は早朝延長及び夜間延長を33クラブ、土曜育成を24クラブで実施している。

学 童 ク ラ ブ

(令和 6. 4. 1 現在)

名 称	所 在 地	定 員	開設年月日
墨田児童会館学童クラブ	墨田 2-30-15	90人	昭51. 4. 1
墨田児童会館第二学童クラブ	墨田 2-30-15	30	平22. 4. 1
墨田児童会館学童クラブ二寺分室	東向島 4-30-2	50	平 7. 4. 1
墨田児童会館学童クラブ二寺第二分室	東向島 4-30-2	30	平30. 4. 1
墨田児童会館学童クラブ隅田分室	墨田 4-6-5	50	平17. 4. 1
墨田児童会館学童クラブ梅若分室	墨田 2-25-1	40	平23. 4. 1
墨田児童会館学童クラブ鐘ヶ淵分室	墨田 5-43-10	30	平29. 4. 1
墨田児童会館学童クラブ墨四分室	墨田4-32-10 (荒川緑地フィールドハウス内)	40	平31. 4. 1
墨田児童会館学童クラブ旧向島中分室	東向島4-18-9	30	令 5. 4. 1
八広児童館学童クラブ	東墨田 1-2-6	65	昭52. 4. 1
八広児童館第二学童クラブ	東墨田 1-2-6	35	令 6. 4. 1
八広児童館学童クラブ三吾分室	八広 2-36-3	50	平19. 4. 1
江東橋児童館学童クラブ	江東橋 1-15-4	60	昭49. 5. 7
江東橋児童館学童クラブ菊川分室	立川 4-12-15	50	平 7. 4. 1
江東橋児童館学童クラブ錦糸分室	太平 3-8-12	20	平29. 4. 1
江東橋児童館学童クラブ緑分室	緑 3-8-1	40	令 2. 5. 1
江東橋児童館学童クラブ錦糸小分室	錦糸 1-9-12	30	令 4. 7. 21
江東橋児童館学童クラブ菊川駅前分室	菊川 2-3-6 2階	50	令 4. 7. 21
東向島児童館学童クラブ	東向島 6-6-12	60	昭50. 7. 22
東向島児童館学童クラブ一寺分室	東向島 1-16-2	40	平15. 4. 1
東向島児童館学童クラブ三寺分室	東向島 6-8-1	40	平24. 4. 1
東向島児童館学童クラブ曳舟分室	京島 1-28-2	32	平31. 4. 1
東向島児童館学童クラブ曳舟第二分室	京島 1-28-2	35	令 5. 4. 1
東向島児童館学童クラブ一寺言問分室	東向島 1-20-6	25	令 5. 4. 1
立花児童館学童クラブ	立花 1-27-9	40	昭51. 6. 1
立花児童館学童クラブ分室	立花 1-28-3-105 (立花団地内)	40	昭60. 4. 1
立花児童館学童クラブ第二分室	立花 1-23-2-206 (サ ンタウン立花内)	60	平22. 4. 1
立花児童館学童クラブ立吾小分室	立花 1-18-6	30	令 5. 4. 1
立川児童館学童クラブ	立川 1-5-2	80	昭54. 6. 1

名 称	所 在 地	定 員	開設年月日
立川児童館学童クラブ中和分室	菊川1-18-10	25	平17. 4. 1
立川児童館学童クラブ中和第二分室	菊川1-18-10	25	平27. 4. 1
立川児童館学童クラブ両国分室	両国4-24-5	25	平28. 4. 1
立川児童館学童クラブ両小分室	両国4-26-6	25	平31. 4. 1
立川児童館学童クラブ千歳分室	千歳2-2-5	30	令 4. 7. 1
文花児童館学童クラブ	文花1-32-11	50	昭55. 4. 1
文花児童館第二学童クラブ	文花1-32-11	30	平22. 4. 1
文花児童館学童クラブ押上分室	押上3-46-17	40	平11. 4. 1
文花児童館学童クラブ四吾分室	京島3-64-9	40	平27. 4. 1
中川児童館学童クラブ	立花5-18-9	60	昭58. 4. 1
中川児童館学童クラブ東吾孺分室	立花4-22-11	30	平30. 7. 23
中川児童館学童クラブ吾立分室	立花5-48-2	40	令 2. 7. 16
外手児童館学童クラブ	本所2-6-9	60	昭58. 9. 1
外手児童館第二学童クラブ	本所2-6-9	30	平25. 12. 1
外手児童館学童クラブ分室	亀沢2-24-12	60	平15. 4. 1
外手児童館学童クラブ外手小分室	本所2-1-16	40	令 4. 4. 1
外手児童館学童クラブ両中分室	横綱1-8-1	20	令 4. 4. 1
外手児童館学童クラブ錦中分室	石原4-33-14	40	令 5. 4. 1
八広はなみずき児童館学童クラブ	八広4-27-8	70	昭60. 4. 1
八広はなみずき児童館第二学童クラブ	八広4-27-8	40	平25. 4. 1
八広はなみずき児童館学童クラブ分室	八広5-12-15	32	令 4. 4. 1
八広はなみずき児童館学童クラブ吾二分室	八広4-4-4	30	令 5. 7. 21
さくら橋コミュニティセンター学童クラブ	向島2-3-8	40	昭61. 4. 1
さくら橋コミュニティセンター第二学童クラブ	向島2-3-8	40	平28. 4. 1
さくら橋コミュニティセンター学童クラブ言問分室	向島5-40-14	55	平21. 4. 1
さくら橋コミュニティセンター学童クラブ言問第二分室	向島5-40-14	35	令 5. 4. 1
さくら橋コミュニティセンター学童クラブ小梅分室	向島2-4-10	32	令 4. 4. 1
さくら橋コミュニティセンター学童クラブ小梅第二分室	向島2-4-10	20	令 5. 4. 1
東駒形コミュニティ会館学童クラブ	東駒形4-14-1	60	昭57. 5. 1
東駒形コミュニティ会館第二学童クラブ	東駒形4-14-1	24	平29. 7. 1
横川三丁目学童クラブ	横川3-12-12	40	令 3. 4. 1
業平学童クラブ	業平2-4-8	45	平20. 4. 1

名 称	所 在 地	定 員	開設年月日
横川小学童クラブ	東駒形4-18-4	40	令 4. 7. 21
横川コミュニティ会館学童クラブ	横川5-9-1	60	平 7. 4. 1
横川コミュニティ会館第二学童クラブ	横川5-9-1	60	平24. 4. 1
柳島学童クラブ	横川5-2-30	30	令 5. 4. 1
亀沢学童クラブ	亀沢1-27-5	100	平30. 6. 1

専門職員による心理相談

学童クラブ利用者のうち心身に障害をもつ児童について、専門の知識を有する心理相談員4名が学童クラブ室を巡回し、職員、児童、保護者を対象に指導や助言をしている。

私立学童クラブ事業補助

児童福祉の増進を図るため、区内の私立学童クラブに対し、事業に要する経費の一部を補助している。

対象クラブ 7団体（興望館学童クラブ、興望館学童クラブ分室、本所賀川記念館学童クラブ、共愛館学童クラブ、墨田みどり学童クラブ、タムス学童クラブ墨田、クローバー学童クラブ）

8 子育て支援総合センター

子育て支援総合センターは、在宅での子育てを支援する拠点施設として総合的な子育て支援事業を行うことにより、区民が安心して子育てができる環境の充実に資するため、平成19年4月に開館した。令和6年11月5日に「すみだ保健子育て総合センター」（横川5-7-4）に移転する。

施設のあらまし

所在地 京島1-35-9-103 マーク・ゼロワン曳舟タワー棟1階
電話 5630-6351

面積 約326㎡

開館時間 午前9時～午後6時

休館日 年末年始

休業日 土・日曜日、祝日、休館日

主な実施事業

- ① 子育てに係る総合相談
育児相談や不登校、虐待相談など子どもと家庭に関する様々な相談に応じ、関係機関につなげていく利用者支援を行う。
- ② 在宅子育て支援サービスの提供・調整
緊急一時保育、児童養育家庭ホームヘルプサービス、子どもショートステイなど在宅子育て支援サービスの申請受付、サービス提供実施機関との調整を行う。
- ③ 子育て支援ボランティアの育成・活用
子育てで経験が豊富であり、育児の悩みを抱える保護者が気軽に相談できる在宅子育て支援の担い手となる子育て支援ボランティアを育成・活用する。
- ④ 児童虐待通告並びに保護を要する児童及びその保護者等への対応
区内児童に係る虐待通告を受け付け、必要に応じて児童相談所、教育委員会など関係機関と連携を取りながら対応する。
- ⑤ 墨田区要保護児童対策地域協議会の運営と強化
児童福祉法第25条の2に基づき、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する関係者と連携し、要保護児童の早期発見や予防的支援、家庭等への援助のため、進行管理や情報交換を行い、児童虐待防止を図るための機関への研修や調整を行う。
- ⑥ 養育支援訪問事業
様々な原因で養育支援が必要と認めた家庭に対し、保育士、保健師、ほっとサポーター等が訪問し、相談・指導助言・必要な支援等を行う。
- ⑦ 親子健康手帳（母子健康手帳）の交付（令和6年10月末まで（予定））

9 子育て相談

子育て安心ステーション事業

地域の公立保育園、私立保育園が子育て安心ステーションとして、育児相談、園だよりや保健だより・献立表・すくすくパスポートの配布などを行い、子育てに負担や不安をかかえている在宅の保護者の子育て力のアップを図っていく。

子育てひろば

安心して子どもを産み育てられる環境をつくり、子育て親子の居場所として子育て相談を中心に親子で遊びながら親同士、子ども同士が交流するひろば事業や、子育て講座等を実施している。

	○ 両国子育てひろば	○ 文花子育てひろば
所在地	横網1-2-13	文花1-20-7
電 話	3621-6455	5630-6027
相談専用電話	3621-1314	3616-0393

10 その他

赤ちゃん休けいスポット

乳幼児を持つ保護者が安心して外出を楽しむことができるように、区内の子育てに協力する民間の店舗等や公共施設で授乳やおむつ替えができる場所を「赤ちゃん休けいスポット」として、区が認定している。

令和6年4月現在で、民間店舗等114か所、区施設50か所、計164か所の登録がある。

第3節 心身障害者福祉

1 はじめに

区内の身体障害者及び知的障害者の手帳登録数は、令和6年3月31日現在、9,278人となっている。また、生活習慣病に起因する内部障害者の増加、発達障害など新たな課題に加え、障害の重度化など障害の質的変化や障害の多様化も生じている。障害のある方に対する支援は、障害の程度や特性、家庭環境等によって異なるが、核家族化や家族の高齢化の進展に伴い家庭における介護機能が低下してきていることから、より一層、障害福祉の需要は高まっている。

昭和56年の国際障害者年以來、ノーマライゼーションの実現に向けた様々な取組が行われてきたが、特に平成15年以降、障害のある方の福祉をめぐる状況は、大きく変化してきた。平成15年4月に、行政による「措置制度」に代わり、障害のある方自らがサービスを選択して契約により利用する「支援費制度」が導入され、障害者サービスの仕組みが大きく変わった。平成18年4月からは、障害のある方が利用できるサービスを充実し、地域生活の支援や就労支援の強化などをめざす「障害者自立支援法」が施行された。平成22年12月には、利用者負担の見直し等を含む障害者自立支援法の一部改正が行われ、また、平成23年8月には障害者基本法が改正され、「共生社会」の実現が法律の目的に明記された。

また、平成24年10月に「障害者虐待防止法」が施行され、平成25年4月には障害者自立支援法が、障害のある方の生活を総合的に支援するための「障害者総合支援法」に改正され、また、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための「障害者優先調達推進法」が施行された。

さらに平成25年6月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月に施行された。その間、平成26年2月には、障害のある方の尊厳と権利を保障するための「障害者権利条約」を批准し、効力を生ずることとなった。

本区では、昭和56年に、障害者福祉施策の推進を図る基本的な指針である「墨田区障害者行動計画」を策定した。さらに、障害福祉サービス等の安定的かつ円滑な提供を図るため、平成18年に「墨田区障害福祉計画」、平成30年に「墨田区障害児福祉計画」を策定している。また、令和3年に、これまでの取組の更なる充実を図るため、これらの3計画を「墨田区障害福祉総合計画」として一体的に策定し、計画に沿った事業の着実な推進に努めている。

また、平成31年4月1日に「墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」

が施行された。

区では、このように障害のある方をとりまく状況が変化中、障害者福祉施策の新たな展開を視野に置いて、障害のある方もない方も社会の一員として、住みなれた地域で共に尊重し合いながら暮らし続けられるよう、今後とも、障害のある方個々の自立生活や社会参画、自己実現を支援するための障害者施策を着実に総合的に推進していく。

【計画の年表】

○墨田区障害者行動計画 第1期（前期：昭和56年度～60年度、後期：昭和61年度～平成2年度）、第2期（前期：平成3年度～7年度、後期：平成8年度～12年度）、第3期（前期：平成13年度～17年度、後期：平成18年度～22年度）、第4期（前期：平成23年度～26年度、後期：平成27年度～令和2年度）、第5期（令和3年度～5年度）、第6期（令和6年度～8年度）

○墨田区障害福祉計画 第1期（平成18年度～20年度）、第2期（平成21年度～23年度）、第3期（平成24年度～26年度）、第4期（平成27年度～29年度）、第5期（平成30年度～令和2年度）、第6期（令和3年度～5年度）、第7期（令和6年度～8年度）

○墨田区障害児福祉計画 第1期（平成30年度～令和2年度）、第2期（令和3年度～5年度）、第3期（令和6年度～8年度）

2 身体障害者福祉

身体に障害のある方に対して、補装具の交付、更生医療の給付、助言・指導など社会的・経済的活動に参加できるよう支援するとともに、生活の安定に寄与するなどその福祉の充実を図っている。なお、令和6年3月末現在の身体障害者施設入所者は52人である。

身体障害者手帳登載数

（令和5年度）単位：件

種別	区分	令和4年度末 登載数	新 規 交付数	令和5年度末 登載数	内 訳	
					児童(18歳未満)	成人(18歳以上)
視 覚 障 害		526	10	532	7	525
聴覚平衡機能障害		667	16	656	15	641
音声言語機能障害		102	4	100	0	100
肢 体 不 自 由		3,441	44	3,366	68	3,298
内 部 障 害		2,813	121	2,865	22	2,843
計		7,549	195	7,519	112	7,407

(令和5年度)		(令和5年度)	
日常生活用具交付件数		補装具交付及び修理件数	
53品目	4,791件	交付 239・修理 210件	

※児童分も含む

身体障害者相談員制度

相談員は、身体に障害のある方たちの支援に必要な指導を行うとともに、身体障害者地域活動の推進・関係機関の業務に対する協力、身体に障害のある方たちの支援に関する普及活動などを行っている。

身体に障害がある方の福祉増進に熱意を有し、その地域の実情に精通している方に相談員をお願いしている。任期は2年、現在7名の相談員が活動している。

身体障害者相談員

(令和8年3月31日まで)

氏 名	住 所
三 宅 裕	東向島1-2-7-202
高 山 和 子	緑3-6-5-501
荘 司 ちづ子	本所3-28-10
篠 木 修 子	東向島3-15-21-503
菊 池 昌 子	石原3-27-1
伊 藤 加代子	八広4-19-12
小 久 保 明	亀沢4-18-11

③ 知的障害者福祉

知的に障害のある方に対し、障害福祉サービスによる支援の充実に加えて、地域生活支援事業その他総合的に支援をし、その福祉の向上を図っている。

なお令和6年3月末現在の知的障害者施設入所者は169人である。

愛の手帳登録数

(令和5年度) 単位：件

区分 種別	令和4年 度末 登録数	新規 交付数	令和5年 度末 登録数	内 訳	
				児童(18歳未満)	成人(18歳以上)
1度(最重度)	40	0	38	4	34
2度(重 度)	418	5	423	89	334
3度(中 度)	385	13	391	93	298
4度(軽 度)	973	44	1,019	257	762
計	1,816	62	1,871	443	1,428

知的障害者相談員制度

相談員は、知的障害のある方の家庭における養育、生活などに関する相談、指導、助言、知的障害のある方の施設入所、就学、就職などに関し、関係機関への連絡、知的障害のある方に対する国民の認識と理解を深めるための活動を行っている。

社会的信望があり、知的障害のある方の福祉に熱意を有し、奉仕活動ができる方に相談員をお願いしている。任期は2年、現在5名の相談員が活動している。

知的障害者相談員

(令和8年3月31日まで)

氏名	住所
庄司道子	亀沢1-19-7
八代純子	東向島1-13-14
折笠春江	石原3-1-3
佐々木啓子	堤通2-8-15-1204
本間芳美	錦糸1-2-5-1201

4 障害者総合支援法（平成25年4月、障害者自立支援法を改正）

平成18年度から、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、必要とするサービスを利用できるよう、サービスの仕組みを一元化し、施設・事業が再編された。

令和6年3月31日時点の障害福祉サービスの利用数は、訪問系サービス（居宅介護・同行援護・重度訪問介護等）788件、日中活動系サービス（生活介護・就労継続支援・就労移行支援・自立訓練・短期入所等）1,680件、居住系サービス（施設入所支援・グループホーム・療養介護）550件、その他（地域移行支援・地域定着支援）27件である。

5 障害児通所支援

平成24年度から旧障害者自立支援法に基づく児童デイサービスが児童福祉法に移行し、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援）として再編された。

また、平成30年度から居宅訪問型児童発達支援が創設された。

令和6年度から医療型児童発達支援が児童発達支援に一元化された。

児童発達支援

主に未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付

与、集団生活への適応訓練などを行う。令和6年3月の決定件数は820件である。

または、肢体不自由の児童に、児童発達支援及び治療を行う（旧医療型児童発達支援）。令和6年3月の決定件数は2件である。

放課後等デイサービス

学校教育法第一条に規定する学校又は専修学校等に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行う。令和6年3月の決定件数は617件である。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害児であって障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に、障害児の居宅等を訪問して発達支援を行う。令和6年3月の決定件数は5件である。

保育所等訪問支援

保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児に、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。令和6年3月の決定件数は247件である。

障害児相談支援

障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容などを定めた計画の作成を行う。令和6年3月の決定件数は118件である。

6 その他の支援制度・事業

心身障害者福祉手当（区制度）

心身に障害のある方に対して、心身障害者福祉手当を支給している。

対象……身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1級、難病、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症等の方

墨田区心身障害者福祉手当支給状況

5年度末 受給者数	内 訳				
	重 度	中 度	難 病	精 神	そ の 他
4,459人	2,260人	1,159人	934人	64人	42人

※身体障害者手帳1～2級及び愛の手帳1～3度は重度、身体障害者手帳3級及び愛の手帳4度は中度に区分する。

※手当は4、8、12月に前月までの4か月分を支給する。表の受給者数は、令和6年4月期（12月～3月分）の手当を受給した人数であり、令和5年12月以降に資格喪失した方を含む。5年度中の新規受給者は491人、資格喪失者は430人。

重度心身障害者手当（都制度）

心身に重度の障害を有するため、常時複雑な介護を必要とする方に対して、手当を支給することにより障害のある方の福祉の増進を図っている。令和5年度末現在の受給者は118名である。

特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当（経過措置）（国制度）

特別障害者手当は、20歳以上で精神又は身体に著しく重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給している。

障害児福祉手当は、20歳未満で精神又は身体に重度の障害があるため日常生活において常時介護を必要とする方に支給している。

福祉手当（経過措置）は、昭和61年3月31日以前に国制度の福祉手当を受けていた方で、国民年金法の改正によって特別障害者手当及び障害年金を受けられない障害のある方に支給している。

支 給 状 況

	4年度末 受給者数	新 規 数	廃 止 数	令和5年度末 受給者数
特 別 障 害 者 手 当	208人	35人	35人	208人
障 害 児 福 祉 手 当	53人	13人	10人	56人
福 祉 手 当（経 過 措 置）	2人	0人	1人	1人

※新規数には転入者及び支給停止解除者を含み、廃止数には転出者及び支給停止者数を含む。

心身障害者医療費助成（都制度・マル障）

重度の心身障害のある方の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、障害のある方の医療費の一部を助成している。対象者には、受給者証を交付している。令和5年度末の受給者数は2,118名で、延べ1,375件の現金給付を行った。

緊急一時介護・保護事業

心身障害のある方を介護している保護者が、病氣・冠婚葬祭・休養等で、一時的に介護できないため、家族以外に介護を依頼したとき、これに必要な経費を助成している。また、区が委託した病院等で保護する制度がある。

対象……身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～4度又は身体障害者手帳の交付を受けた脳性麻痺若しくは進行性筋萎縮症の方

重度脳性麻痺者介護事業

区内に居住する20歳以上の重度の脳性麻痺者で、その障害の程度が身体障害者手帳1級であり、単独で屋外活動をすることが困難な方を介護する家族に対して介護手当を支給している。

聴覚障害者等コミュニケーション支援事業

聴覚障害のある方等が社会生活において健聴者との意思疎通を円滑に行うため、必要に応じて手話通訳者又は要約筆記者を派遣するもので、NPO法人のぞみ及び東京聴覚障害者福祉事業協会に委託して実施している。

巡回入浴サービス事業

家族等の介護では入浴することが困難な心身障害のある方が自宅で入浴できるよう、巡回入浴車を派遣している。令和5年度末現在、実施決定者は16人である。

対象……身体障害者手帳1・2級又は愛の手帳1・2度の方

緊急通報システム事業

身体に障害のある方が家庭内で急病等の緊急事態になったとき、設置した無線発報器から消防庁に通報できるシステム（直結型）として平成3年度から開始した。消防庁直結型は地域の複数の協力員の登録が必要であることから、平成23年9月から協力員の不要な民間緊急通報システム（民間型）を導入した。民間型では、緊急事態の際にペンダント等を押すことにより、電話回線を使い受信センターに通報され、24時間体制で看護師や保健師等の専門スタッフが対応し、救急車の手配や、親族への連絡も行う。緊急時以外にも健康相談や3か月に一度の伺い電話を行う。令和5年度末現在、直結型利用者は0人、民間型の利用者は13人である。

対象……18歳～64歳の身体障害者手帳1・2級若しくは難病の方で、1人暮らし又は身体障害者手帳1・2級若しくは難病の方のみで構成される世帯

心身障害者福祉タクシー料金・自動車燃料費助成事業

外出に際して公共交通機関の利用が困難な重度の障害のある方に対して利便を図るため、タクシー利用券を交付する制度を昭和57年度から開始した。平成24年

度からは、心身障害者の生活上の利便性の向上と社会参加の一層の促進を図るため、自家用車1台に限り自動車燃料費にも利用できる共通助成券制度とした。令和5年度は、6冊（1冊 5,000円）を限度に2,816人に交付した。なお、より移動困難性の高い下肢・体幹機能障害（脳病変による移動機能障害を含む）1級、及び通院回数の多い腎臓機能障害1級の方には、8冊（1冊 5,000円）を限度に967人に交付した。

対象……下肢・体幹機能障害（脳病変による移動機能障害を含む）1～3級、
視覚・内部障害1・2級、愛の手帳1・2度の方

リフト付福祉タクシー事業

公共交通機関の利用が困難な方に、あらかじめ利用登録することによって、車椅子やストレッチャーのまま乗車できるタクシーを利用できる制度で、身体障害のある方の生活圏の拡大及び社会参加促進の目的をもって、平成7年7月から1事業者への委託による運行を開始した。平成24年度からは、利用者の利便性向上のため複数事業者との協定方式とし、指定タクシー事業者の介護資格者が乗務するリフト付タクシーを、迎車料金及びストレッチャー使用料を負担することなく利用できる制度とした。令和5年度には、延べ4,249件の利用があった。

対象……身体障害者手帳若しくは愛の手帳の交付を受けている又は65歳以上の方で、車椅子を使用している又は寝たきり等の状態にある方

重度心身障害者（児）紙おむつ等支給事業

3歳以上の重度心身障害のある方に、介護者の労力及び経済的負担を軽減するため、紙おむつ等（平型・テープ型・パンツ型・尿取りパッド）を支給している。また、病院指定のおむつ等を使用している方に対しては、その費用の一部を支給している。令和5年度末現在、対象者は271人である。

対象……身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、難病、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症のいずれかの方（生活保護受給者、高齢者福祉課から紙おむつ等の支給を受けている方又は施設入所者を除く。）で、当該障害又は疾病による常時失禁のため、おむつが必要なとき。

心身障害者自動車運転教習費用補助事業

心身障害のある方が、自動車運転免許を取得する場合に要する費用の一部を補助することにより、心身障害のある方の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図ることを目的とする。

対象（以下の全てに該当する方）

- 第1種普通自動車免許を取得するための入所を自動車教習所から承認されている。

- 身体障害者手帳が1～3級（ただし、内部障害は1～4級、下肢又は体幹機能障害は1～5級）又は愛の手帳1～4度
- 墨田区に3か月以上引き続き居住している。
- 前年の所得税額が40万円以下

補助対象は、入所料、技能教科料、各試験料、学習教科料及び教材費に相当する経費で、免許取得は164,800円を限度（前年の所得税により補助額が変わる。）に補助する。令和5年度は1件の補助を行った。

身体障害者用自動車改造費助成事業

重度身体障害のある方が就労等に伴い、自動車の改造を行う場合に、その経費を助成し、社会参加の促進を図る。令和5年度は4件の助成を行った。

対象（以下の全てに該当する方）

- 身体障害者手帳1・2級（上肢、下肢又は体幹障害のみ）
- 前年の所得が基準額以内の方
- 区内に住所を有する18歳以上で運転免許を所持する方

助成対象とする経費及び限度額

- 一部を改造しなければ自らが運転することが困難な自動車を改造するのに要する経費（133,900円を限度）

心身障害者福祉電話事業

心身障害のある方に対して、電話の貸与を行い、その電話料金を助成することにより、コミュニケーション及び緊急連絡手段の確保を図り、障害のある方が地域の中で安心して生活を営むことができるよう支援する。

令和5年度末現在の電話料金助成受給者は9人である。

対象（以下の全てに該当する方）

- 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、戦傷病者3項症以上、脳性麻痺又は進行性萎縮症
- 生活保護受給者又は特別区民税の所得割を課せられていない世帯
- 電話加入権を有していない世帯

心身障害者理美容サービス事業

理美容所で施術を受けることが困難な在宅の重度心身障害のある方に対し、自宅に理美容師を派遣し、調髪を行っている。

令和5年度中の利用者数は、延237人である。

対象……国の特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当若しくは都の重度心身障害者手当の支給を受けている方又は身体障害者手帳1・2級、若しくは愛の手帳1・2度で、かつ身体虚弱等のため外出すること

ができない、もしくは着座姿勢を保つことができない等で店舗での施術を受けることが困難な方

心身障害者（児）の寝具洗たく・乾燥事業

在宅で常時寝たきりの重度心身障害のある方のために、掛け布団、敷き布団及び毛布の洗たく・乾燥（洗たくは年1回、乾燥は年11回）のサービスを行っている。

平成6年4月から事業を開始し、令和5年度末現在、利用登録者は5人である。
対象……身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症又は難病（区で規定する疾病）で、3か月以上寝たきりの方

移動支援事業

単独での外出が困難な障害者（児）に、ガイドヘルパーを派遣して外出のお手伝いをする。

平成18年10月から事業を開始し、令和6年3月31日現在、利用者は629名である。

対象……知的障害のある方、精神障害のある方、身体障害のある方（肢体不自由に係る等級が1級又は2級）

7 啓発事業

障害者週間記念行事すみだスマイルのフェスティバル

障害のある方・その家族及びボランティア等相互の親睦と交流を深めること、また、区民をはじめとする一般来場者へ向け、障害福祉とノーマライゼーション理念の普及を目的として開催する。

障害者団体による舞台発表、福祉体験や補助犬のPR等のコーナー、手話啓発ステージ等を行う。

令和5年度来場者：約650名

障害者差別解消法普及啓発事業

平成28年4月に施行された障害者差別解消法について、啓発パンフレットの作成配布、区のお知らせやホームページの掲載などの広報活動を実施する。また、職員対応要領及び留意事項に基づき、職員の理解啓発を図る。

また、平成29年11月に設立した障害者差別解消支援地域協議会での、障害者差別の解消に係る事例の共有、関係機関の連携などを通じて障害者差別解消を推進していく。

令和2年度以降は、心のバリアフリー事業として障害について理解を深める啓発冊子の作成等を行っている。令和5年度からは、区民や区内事業者等の心のバリアフリー理解啓発の促進を図るため、心のバリアフリー応援隊事業を実施している。

墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例普及啓発事業

平成31年4月施行の墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例に関して、その内容を周知するとともに、手話を言語として認識し、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けた啓発を行う。

障害者アート振興事業

東京2020大会の機運醸成やすみだ北斎美術館開館を契機として、障害福祉の理解啓発、障害者の文化芸術活動の促進を目的に、平成28年度から令和2年度まで「みんな北斎プロジェクト」として、絵画の公募展やワークショップ、アニメ制作等を行った。令和3年度以降は、本プロジェクトの成果を障害のある方の理解啓発や障害者アートの促進のために活かし、区民の団体や障害者通所施設等によるアート活動との連携を図っていく。

8 墨田区障害者基幹相談支援センター

地域における相談支援体制の中核的な役割を担う機関として、総合相談・専門相談、相談支援体制強化、障害者虐待防止、地域移行・地域定着の4つの機能を果たすことを目的に、令和6年1月1日に「墨田区障害者基幹相談支援センター」を設置した。

○墨田区障害者基幹相談支援センター

電話 03 (5608) 1596

FAX 03 (5608) 6423

メール SYOUGAIHUKUS@city.sumida.lg.jp

9 墨田区障害者虐待防止センター

平成24年10月1日に施行された障害者虐待防止法に基づき、「墨田区障害者虐待防止センター」を設置した。

○墨田区障害者虐待防止センター

- ・障害者福祉課（障害者基幹相談支援センター）

電話 03 (5608) 1596

FAX 03 (5608) 6423

メール SYOUGAIHUKUS@city.sumida.lg.jp

○墨田区24時間障害者虐待通報ダイヤル

電話 03 (3625) 1103

10 すみだふれあいセンター福祉作業所

おおむね18歳以上の身体機能または知的発達に障害のある方で一般の雇用関係に入ることが困難な方のために、作業の機会を提供するとともに、社会的自立を目指すことを目的とした福祉施設

- 設 立 平成5年5月
- サービス種別 就労継続支援（B型）
- 定 員 60名
- 住 所 墨田区緑4-35-6 3階、4階
- 敷地面積 1,408.78㎡
- 延床面積 1,265.13㎡
- 利用日時 月～金 9時～16時

年 齢 別 利 用 者 数

(令和 6. 3. 31 現在)

	歳 15～20	歳 21～30	歳 31～40	歳 41～50	歳 51～60	61歳～	計
すみだふれあいセンター 福 祉 作 業 所	1人	13人	13人	11人	5人	5人	48人

11 すみだ障害者就労支援総合センター

身体、知的、精神の3障害を対象に就労支援に関する「総合相談」「就労移行支援」「就労定着支援」「就労障害者生活支援」の4事業を行うとともに、「手話通訳等派遣事務所」を併設し、手話通訳等の派遣及び聴覚障害者への生活支援事業を実施

- 設 立 平成24年3月
- 住 所 墨田区緑4-25-4
- 敷地面積 198.35㎡
- 延床面積 629.83㎡
- 構 造 鉄筋コンクリート造地上5階建て

12 亀沢のぞみの家（亀沢4-18-11、3624-3154）

亀沢のぞみの家は、区内の心身障害のある方の福祉増進のための機能回復訓練、生活訓練及び集会等を行うことを目的とした心身障害者通所訓練所で、昭和53年2月に開所された。

その後、全面的な改築工事を実施し、平成3年4月に緑のぞみの家を統合する形で、身体障害のある方の通所訓練所と知的障害のある方の授産施設として再スタートを切った。

平成16年3月に通所訓練所の拡充を図るため、授産施設を民間建物に移転し、一部改築工事を実施した。さらに、平成21年度には通所訓練所（肢体不自由児者通所訓練所）を法人事業化し、定員20名の生活介護施設として事業を行っている。

13 すみだステップハウスおおぞら

すみだステップハウスおおぞらは、心身障害のある方が地域とのつながりのなかで様々なことを体験し、ステップアップを図りながら社会的自立をめざすための支援を目的に、旧文花小学校の校舎の一部を改修し、平成22年4月に開設した障害福祉施設である（令和5年1月18日に現所在地である立花に移転）。児童福祉法に基づく児童デイサービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）「にじの子」と、障害者総合支援法に基づく生活介護「ひだまり」を併設している。

なお、施設の管理運営については、社会福祉法人墨田区社会福祉事業団が行っており、すみだ福祉保健センター内で同事業団が運営しているみつばち園・はばたき福祉園と連携し、事業を行っている。

児童デイサービス施設 にじの子

発達の遅れやその心配がある児童に対し、専門職による個別療育と日常生活に必要な社会性を身につけるための集団療育を行っている。令和6年3月末現在の利用児は、集団療育99名、個別療育346名である。

- 所在地 立花3-2-9（電話6657-2619）
- 規模 延床面積 334.33㎡
- 定員 60名/日

障害者生活介護施設 ひだまり

常時介護を必要とする重度の心身障害のある方に対し、それぞれの障害特性に配慮したグループに分かれて、個性を生かし、生活能力を伸ばすための創作活動や作業的活動訓練を実施している。令和6年3月末現在の利用者は、33名である。

- 所在地 立花3-2-9（電話6657-2618）
- 規模 延床面積 438.086㎡
- 定員 30名/日

第4節 高齢者福祉

1 はじめに

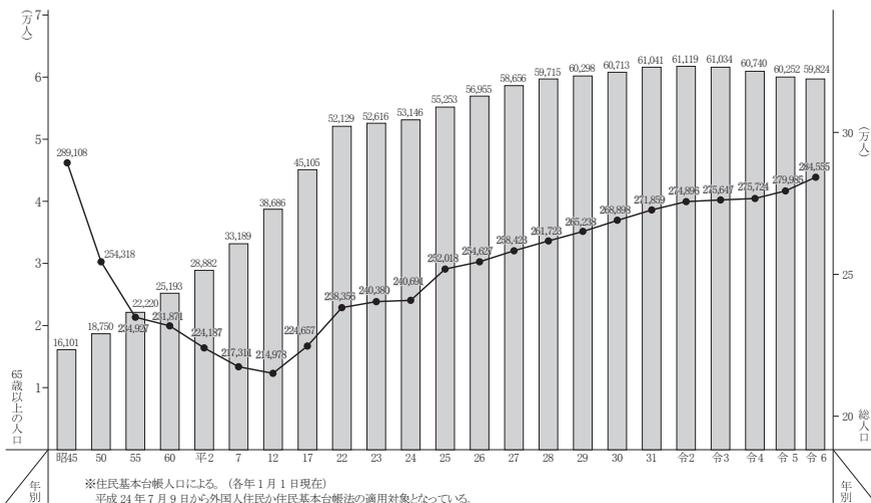
令和2年国勢調査結果によれば、日本の総人口は平成27年～令和2年の間に0.7%減となり、65歳以上の人口割合は28.6%と過去最高となっている。

また、令和5年版高齢社会白書によると令和25(2043)年に、高齢者人口は3,953万人でピークを迎えるが、総人口が減少する中で、高齢者人口が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和52(2070)年には38.7%に達すると推計されている。

政府は、令和32(2050)年度の人口を約1億人と推計し、一人ひとりが個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる「一億総活躍社会」を目指す方針を示している。

墨田区においても、区総人口に占める高齢者人口の割合が令和6年1月現在で21.0%に達しており、認知症状のある高齢者や重度の要介護者の増加による医療費等の増大、核家族化の進展等によるひとり暮らし・高齢者のみ世帯を支える仕組みづくりへの対応が大きな課題となっている。

墨田区の高齢者人口の推移



このような状況の中で、令和6年3月に「墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画」を策定し、今後3年間で本区が取り組む高齢者福祉施策や介護保険事業の方向性を定め、同計画の基本理念である人と人とがつながり、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく生きがいをもって生活することができるまちづくりを進めていく。

2 介護保険

介護保険制度は、平成12年4月にスタートして以来、高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みとして定着してきており、区が保険者となって運営している。

介護等が必要になった場合の要支援・要介護の認定申請の受付は随時行っており、訪問調査及び主治医の意見書をもとに介護認定審査会を開催し、要支援・要介護状態区分の認定を行い、適切な介護サービス等の提供につなげている。

高齢者の増加とともに、介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれるため、平成18年4月には、できる限り要支援・要介護状態にならない、あるいは重度化しないよう介護予防を重視した仕組みに再編され、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応する地域拠点として「高齢者支援総合センター（地域包括支援センター）」、地域住民の利用を原則とする「地域密着型サービス」が創設された。

また平成23年10月にはサービス付き高齢者向け住宅登録制度がスタートし、平成24年4月には、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が創設された。平成27年4月には、地域支援事業の再編により、医療・介護連携の強化が図られたほか、生活支援の充実、高齢者の社会参加等を推進する「介護予防・日常生活支援総合事業」がスタートし、墨田区では平成28年4月から開始した。

介護保険の被保険者数

(令和6年4月1日現在)

計	65歳以上（第1号被保険者）	40～64歳（第2号被保険者）
155,857人	60,512人	95,345人

要介護（支援）認定者数

（令和6年3月31日現在）

計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
12,730人	1,819人	1,491人	2,828人	2,028人	1,648人	1,675人	1,241人

③ 地域支援事業

高齢者支援総合センター（地域包括支援センター）事業

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続できるよう地域高齢者福祉の要として、高齢者が要介護状態等になることを予防するために必要な援助や、高齢者の心身の状況、居宅における生活の実態等を把握し、保健、医療、福祉等の総合的な情報の提供、関係機関との調整、虐待の防止・権利擁護に係る援助、ケアマネジャーの支援等を行っている。

みどり高齢者支援総合センター

（緑2-5-12 オウトピアみどり苑内 電話 5625-6541）

同愛高齢者支援総合センター

（亀沢2-23-7 塚越ビル1階 電話 3624-6541）

なりひら高齢者支援総合センター

（業平5-6-2 なりひらホーム内 電話 5819-0541）

こうめ高齢者支援総合センター

（向島3-36-7 すみだ福祉保健センター内 電話 3625-6541）

むこうじま高齢者支援総合センター

（東向島2-36-11 ベレール向島内 電話 3618-6541）

うめわか高齢者支援総合センター

（墨田1-4-4 シルバープラザ梅若内 電話 5630-6541）

ぶんか高齢者支援総合センター

（文花1-29-5 都営文花一丁目アパート5号棟1階
電話 3617-6511）

八広はなみずき高齢者支援総合センター

（八広5-18-23 電話 3610-6541）

高齢者支援総合センター（地域包括支援センター）事業実績

（令和5年度）

サービス種別	件 数
介 護 予 防 プ ラ ン ※	26,846件
新 規 相 談	6,820件
新 規 虐 待 通 報	169件
ケ ア マ ネ ジ ャ ー 相 談 ・ 支 援	延 450件

※介護予防プランは、介護予防サービス計画と介護予防ケアマネジメントを合計して計上

権利擁護事業

高齢者の権利や尊厳を守るため、認知症高齢者への相談や支援、養護者による高齢者虐待への対応などを行っている。

（令和5年度）

	件 数
高 齢 者 虐 待 通 報	169件

認知症普及啓発・総合支援事業

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症サポーター養成講座やオレンジかるた（認知症サポートかるた）を活用した普及啓発、認知症カフェを通じた本人・家族支援、各高齢者支援総合センターによる在宅支援、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームの配置等を行っている。

認知症サポーター養成講座実績

（令和5年度）

実 施 回 数	96回
受 講 者 数	2,417人

介護予防・日常生活支援総合事業

平成28年4月から、墨田区では、「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始した。これは、区が中心となり地域の実情に応じて、住民等の多様な主体による多様なサービスを総合的に提供することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行うことを目指したものである。

事業開始に伴い、これまで予防給付として提供されていた全国一律の介護予防

訪問介護・介護予防通所介護が訪問型サービス・通所型サービスへそれぞれ移行している。

(令和5年度)

サービス種別	利用者数	延人数
介護予防・生活支援サービス事業	2,015人	23,837人
一般介護予防事業	671人	4,713人

4 ひとり暮らし等の高齢者施策

ふれあい訪問

墨田区高齢者相談員（墨田区民生委員・児童委員）が、ひとり暮らし等の高齢者世帯に訪問し、ご本人やご家族の不安やお困りごとの相談に応じ、孤独感を解消し、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう高齢者みまもり相談室と連携を図り支援を行っている。

民間救急通報システム

家庭内で急病等の緊急事態が起きたとき、ペンダント等の緊急通報ボタンを押すことにより、電話回線を使い受信センターに通報され、24時間体制で看護師や保健師等の専門スタッフが対応し、救急車の手配や、親族への連絡を行う。また、緊急時以外にも2か月に1度、電話による安否確認を行う。さらに、利用者の希望に応じて、健康等に関する相談を行う。令和5年度末の利用者は1,016人である。

配食みまもりサービス

65歳以上でひとり暮らし、または家族全員が65歳以上の世帯（日中独居含む。）で、炊事が困難な人に、配食を通じた安否確認を行っている。昭和63年6月から事業を開始し、現在は、給食専門業者に委託をしている（配達する曜日及び昼食・夕食は選択できる）。令和5年度末現在、利用登録者は2,441人で、年間延配食件数301,627件である。

墨田区高齢者相談員制度

相談員が社会奉仕の精神に基づき、高齢者世帯等の家庭を訪問して話し相手となり、福祉事務所等の公的機関と地域社会とのパイプ役として、高齢者の精神面でのサービスの充実を図るものである。

相談員は、令和6年4月現在、墨田区民生委員・児童委員159名に依頼している。

高齢者みまもり相談室

高齢化が進行する中、認知症や閉じこもりなど、地域から孤立しているおそれがあるひとり暮らし等の高齢者に関する相談を受けるとともに、墨田区民生委

員・児童委員を始め地域の町会・自治会、老人クラブ、介護事業者等と連携して見守りの必要な高齢者を支えていくネットワークを構築し、地域で安心して生活できるよう支援する。

みどり高齢者みまもり相談室	(緑2-5-12 オウトピアみどり苑内 電話 5625-6551)
同愛高齢者みまもり相談室	(亀沢2-23-7 塚越ビル1階 電話 3625-6421)
なりひら高齢者みまもり相談室	(業平5-6-2 なりひらホーム内 電話 5809-7400)
こうめ高齢者みまもり相談室	(向島3-36-7 すみだ福祉保健センター内 電話 5619-6511)
むこうじま高齢者みまもり相談室	(東向島2-36-11 ベレール向島内 電話 6657-2731)
うめわか高齢者みまもり相談室	(墨田1-4-4 シルバープラザ梅若内 電話 5630-6511)
ぶんか高齢者みまもり相談室	(文花1-29-5 都営文花一丁目アパート5号棟1階 電話 3614-6511)
八広はなみずき高齢者みまもり相談室	(八広5-18-23 電話 3614-1465)

5 ねたきり等の高齢者施策

高齢者紙おむつ等支給事業

区内に住所を有するねたきり等の高齢者に対し、紙おむつ等を支給することにより、ねたきり等の高齢者及びその介助者の経済的負担を軽減するため、昭和56年10月から事業を開始した。

なお、昭和62年4月から病院指定のおむつ等を使用している人に対しては、その費用の一部を支給している。

高齢者紙おむつ等支給状況

(令和5年度)

新規申請	廃止	年度末 登録者	現物支給		おむつ代	
			延支給件数	支給金額	延支給件数	支給金額
1,087	960	3,181	19,152	131,576,788	1,519	9,783,913

在宅高齢者等介助者慰労助成

病気や心身機能の低下などのため、ねたきり等の状態にある高齢者等を在宅で介助している家族の慰労を目的に、はり・灸・マッサージ券を支給している。令和5年度の利用枚数は246枚である。

高齢者理美容サービス

在宅でねたきりの状態にあるため理容店又は美容店に行くことが困難な高齢者に対し、2か月に1回の割合で理容師又は美容師が出張し、居宅で理容・美容サービスを行う理美容券を交付している。事業開始は理容サービスが平成4年8月、美容サービスは平成13年4月である。令和5年度の利用枚数は1,930枚である。

高齢者寝具乾燥事業

ねたきりの高齢者の保健衛生の向上を図るため、乾燥消毒を年11回、丸洗いクリーニング乾燥消毒を年1回行っている。昭和53年6月から開始し、令和5年度末利用登録者数は52人、令和5年度の延利用者数は179人である。

認知症高齢者見守りGPS利用助成事業

行方不明の認知症高齢者等を「みまもりGPS」の端末機により24時間体制で探索する認知症高齢者探索サービス(個人賠償責任補償保険を付帯)の利用料を一部助成している。平成12年4月から事業を開始しており、令和5年度末登録者数は14人である。

リフト付福祉タクシー事業(第12章第3節参照554頁)

対象：65歳以上の高齢者で車椅子を使用しているか寝たきり等の状態にある人

特別養護老人ホーム管理運営事業

原則要介護度3以上と認定された方のうち日常生活に常時介護を必要とし、在宅で介護を受けることの困難な高齢者等が入所できる施設を管理運営している。

名 称	はなみずきホーム	たちばなホーム	なりひらホーム
所 在 地	八広3-22-14	立花3-10-1	業平5-6-2
電 話	3617-8734	3613-8718	5819-3741
定 員	52床	56床	76床
指 定 者 管 理 者	社会福祉法人 賛育会	社会福祉法人 賛育会	社会福祉法人 カメラア会
開設年月	平成4年4月	平成9年2月	平成12年4月

高齢者在宅サービスセンター管理運営事業

原則として65歳以上で在宅の虚弱、または家にひきこもりがちな高齢者の心身機能の向上と社会参加の促進を図るとともに、ご家族の肉体的、精神的負担の軽減を図る施設を管理運営している。

- はなみずき高齢者在宅サービスセンター（八広 3-22-14 電話 3617-8734）
- なりひら高齢者在宅サービスセンター（業平 5-6-2 電話 5819-3741）
- うめわか高齢者在宅サービスセンター（墨田 1-4-4 電話 5630-8008）

6 自立支援

日常生活用具の給付

65歳以上で介護保険で「非該当」と認定された高齢者で日常生活用具が必要と認められた方に、入浴補助用具等の日常生活用具を給付している。また、要介護認定結果等にかかわらず、歩行障害のあることが認められた高齢者に、シルバーカーを給付している。

日常生活用具の給付状況

(令和5年度)

腰掛便座	入浴補助用具	歩行支援用具	スロープ	シルバーカー	計
1件	0件	0件	0件	391件	392件

補聴器購入費助成

平成27年9月から事業を開始し、65歳以上の住民税非課税の方で、所定の基準を満たす方に、補聴器の購入に要する費用を一部助成している(上限2万円)。令和5年度の申請者数は、90人である。

※令和6年4月から助成上限額3万5千円に拡大。

高齢者自立支援住宅改修助成

介護保険で「要支援」「要介護」と認定されていない高齢者に、手すりの取付け等の改修費の一部を助成している。また、「要支援」「要介護」と認定された高齢者に、浴槽の取替え等の改修費の一部を助成している。

住宅改修助成状況

(令和5年度)

手すり等	浴槽	流し・洗面台	トイレ	計
225件	43件	4件	26件	298件

養護老人ホームへの入所

環境及び経済的理由により、在宅で生活することが困難な高齢者を援護するため、養護老人ホームへの入所を図っている。

養護老人ホーム入所状況

(令和5年度)

入所者数	退所者数	死亡者数※	在所者数
21人	20人	7人	107人

※死亡者数は退所者数の内数

※在所者数は令和6年4月1日現在

権利擁護・虐待防止事業

高齢者支援総合センター、高齢者みまもり相談室などの関係機関と連携し、高齢者の権利擁護・虐待に係る相談対応を行っている。また、高齢者虐待防止及び早期発見を目的とした研修、高齢者の権利擁護に資する制度等に係る普及啓発、養護者の負担軽減等に資する事業を実施している。

7 生きがい対策

老人クラブ

高齢者の交流を図ることを目的として、区内に128（令和6年4月1日現在）の老人クラブがあり、地域社会奉仕や友愛訪問、教養向上、健康増進、レクリエーション活動などを行っている。また、区では、老人クラブに対し助成を行っている。

高齢者デジタルデバイド解消事業

高齢者デジタルデバイド解消を目的として、老人クラブ会員を対象としたスマホ体験会を実施するとともに、区内高齢者を対象としたスマホ相談会を実施している。

令和5年度老人クラブ向けスマートフォン体験会

事業名	開催回数	延べ参加人数
スマートフォン体験会	9回	210人

令和5年度区内高齢者向けスマートフォン相談会

事業名	開催回数	延べ参加人数
スマートフォン相談会	46日（9：30-12：30）	154人

セカンドステージ支援事業

元気な高齢者が、地域の中でこれまで培った経験や特技を活かして自らの生き

がいを見出し、地域の活性化のため、主体的に社会参加し活躍できる環境・しくみづくりをめざしている。

セカンドステージ事業実施状況

(令和5年度)

事業名	開催回数	延参加者数
セカンドステージセミナー	4回	642人
生きがい講座	6回	221人

シニア人材バンク実施状況

(令和5年度)

年度末登録人数	延派遣件数	延派遣人数
42人	15件	51人

長寿マッサージ

地区会館の長寿室等を利用し、墨田区視覚障害者福祉協会の協力で月2回施術者を派遣、希望者にマッサージの施術を行い、高齢者の健康増進に資している。昭和53年10月から事業を開始した。なお、現在は、各会場で1回につき4名（みどりコミュニティセンター外1会場は8名）を施術している。

長寿マッサージ実施状況

(令和5年度)

会場数	施術延回数	延利用者数	男性	女性
12か所	280回	1,091人	264人	827人

高齢者にこここ入浴デー

区内在住の高齢者が、区内の公衆浴場で入浴することで、健康の増進、住民同士や世代間の交流を図っている。

- ・100円入浴デー

毎週月曜日～金曜日のいずれか1日

※祝日、冬至の日、年末年始を除く

対象：区内在住で65歳以上の高齢者

- ・ふれあい半額入浴デー

祝日（元日除く）、冬至の日

対象：入浴証の記名者と一緒に入場した家族

高齢者にここ入浴デー実施状況

(令和5年度)

令和5年度末 浴場数	※ 延実施回数	※ 延利用者数	子どもの日 利用者数	敬老の日 利用者数	冬至の日 利用者数
17軒	1,576回	200,355人	1,532人	1,147人	1,771人

※延数は、無料入浴日（195,905人）・子どもの日・敬老の日・冬至の日

※延実施回数は木曜日及び金曜日の実施をそれぞれ1回として算出している。

湯処・語らい亭

高齢者が自宅に閉じこもるのを防止し、地域との交流促進を目的に、公衆浴場の開店前の脱衣場等を利用し、高齢者が気軽に楽しめる催しを実施している。

東京都シルバーパス

東京都は高齢者の社会参加を助長するため、都内に住所を有する満70歳以上の方に、都営交通及び都内の民営バス等を利用できる「東京都シルバーパス」を有料で発行している。費用は、本人の所得状況により異なる。

交付事務については、東京都が（一社）東京バス協会に委託して行っている。

長寿者祝金

地域に住む高齢者の長寿を祝うため、祝金の贈呈を行っている。

長寿者祝金の贈呈

(令和5年度)

事業名	対象	支給品	人数
喜寿祝	数え年77歳の長寿者	祝金 5,000円	3,159人
米寿祝	数え年88歳の長寿者	祝金 10,000円	1,428人
100歳訪問	満100歳の長寿者	祝金 25,000円	61人
最高齢者祝	最高齢者（男・女）	祝金 50,000円	2人

すこやか長寿夫婦表彰

長年人生をともに過ごし、金婚を迎えた夫婦の長寿を讃え、記念品（すみだの銘品）を贈呈し表彰している。（平成18年4月開始）

令和5年度の表彰件数は、85件である。

※令和6年3月31日で本事業は終了した。

※平成30年4月に記念品を表彰盾からすみだの銘品に変更した。

ふれあい給食事業

日ごろ交流の少ない地域の高齢者と保育園児が給食や交流会を通してふれあい、豊かな人間性の育成や高齢者の生きがいづくりを目的として、私立の一部の

園で実施している。本人負担は、おおむね1食200円(実施園、内容により異なる)。
令和5年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

高齢者福祉センター管理運営事業

区内に住所を有する60歳以上の高齢者等に対し、各種の相談に応じるとともに健康増進や教養向上のための講座等を開催している。

(令和5年度)

施設名称	所在地	電 話	指定管理者	利用者数
立花ゆうゆう館	立花6-8-1-102	3613-3911	社会福祉法人奉優会	25,045人
梅若ゆうゆう館	墨田1-4-4	5630-8008	社会福祉法人墨田区 社会福祉事業団	23,793人

いきいきプラザ管理運営事業

高齢者を中心とした世代間交流や地域コミュニティの拠点として平成16年12月に旧文花小学校の跡地に開設した施設で、高齢者向きの運動機器を使った筋力向上トレーニング等の健康増進事業やパソコン、健康麻雀、会食会等の生きがい活動を多くのボランティアとともにやっている。令和5年度の施設利用者の総数は延33,390人である。

施設の管理運営は、令和5年4月から社会福祉法人奉優会が行っている。

所在地 文花1-32-2 (電話 3618-0961)

8 シルバー人材センター

シルバー人材センターは、健康で過去の経験、能力を生かして、臨時的で軽易な就労を希望する60歳以上の会員の就労の機会を確保するとともに、会員の地域社会への貢献と会員自身の生活感の充実を目指す自主団体である。生きがい対策の一環として本区では昭和54年7月に「墨田区高齢者事業団」として設立された。その後、昭和55年12月1日に法人化され名称を「社団法人シルバー人材センター墨田区高齢者事業団」と改め、平成2年7月2日に名称を「社団法人墨田区シルバー人材センター」に改めた。さらに、平成23年4月「公益社団法人墨田区シルバー人材センター」と名称変更した。平成16年4月向島作業所、平成17年4月に緑作業所の区授産施設の移管を受け、事業の拡張を図った。また、平成29年4月から労働者派遣事業を開始し、さらなる就業拡大を図っている。

所在地 文花1-32-1-101 (電話 3616-5048)

会員数及び就業状況

(令和5年度)

会 員 数				就 業 状 況			
	入 会	退 会	年度末会員数	事 業 別	受託件数	就業延実人員	就業延日人員
男	102人	99人	925人	公 共	647件	6,739人	59,076人
女	94人	69人	578人	民 間	6,545件	10,479人	81,295人
計	196人	168人	1,503人	計	7,192件	17,218人	140,371人

※就業延実人員は、受託した仕事に就いた月毎の延会員数

職群別登録状況・就業状況

(令和5年度)

性別	職群	技術群	技能群	事務群	管理群	折 衝 外交群	一 般 作業群	サービ ス 群	その他	合 計
	登録 会員	男	13人	52人	31人	466人	20人	332人	8人	3人
	女	10人	4人	82人	44人	18人	348人	71人	1人	578人
	計	23人	56人	113人	510人	38人	680人	79人	4人	1,503人
就業 会員	男	0人	19人	1人	242人	8人	116人	2人	0人	388人
	女	0人	1人	7人	18人	4人	195人	19人	0人	244人
	計	0人	20人	8人	260人	12人	311人	21人	0人	632人

※登録会員：第1希望職群に登録した会員数

※就業会員：第1希望職群に就業した会員数

作業所

授産事業（高齢などの事情で一般の就労が困難な人に対し、働きやすい設備を整えて仕事を世話し、生活の安定と健康・福祉の向上を図る目的）は、昭和55年3月1日に都から区へ事務移管され、向島ことぶき作業所・すみだふれあいセンターことぶき作業所が実施していた。

平成16年4月以降、向島作業所（旧向島ことぶき作業所）・緑作業所（旧すみだふれあいセンターことぶき作業所）は、順次シルバー人材センターの作業所として区から移管され事業を拡大し実施している。

作 業 所

作 業 所	所 在 地	定 員	電 話	移 管 時 期
向 島 作 業 所	東向島1-17-11	40人	3612-1334	平成16年4月1日
緑 作 業 所	緑4-35-6	30人	5600-2005	平成17年4月1日

第5節 母子及び父子並びに寡婦福祉

1 はじめに

母子家庭の社会的・経済的事情から、昭和27年に母子福祉資金の貸付等に関する法律が制定され、母子相談員が設置された。

昭和39年に母子福祉法が制定され、母子福祉の目的規定、基本理念、国及び地方公共団体の責務、母子家庭の自立への努力が示された。

昭和57年度から母子及び寡婦福祉法と改められ、その充実が図られた。

平成14年11月に母子及び寡婦福祉法が改正され、自立・就労支援に主眼をおいた総合的な母子家庭等自立支援策が推進されることとなり、母子相談員の名称も母子自立支援員と改められた。

平成26年10月には母子及び父子並びに寡婦福祉法と改められ、母子・父子問わず支援を行うこととなり、相談事業や福祉資金の貸付の対象が父子家庭にも拡大された。これに伴い、母子自立支援員の名称も母子・父子自立支援員と改められた。

区では母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために福祉資金の貸付けや母子生活支援施設の入所等を行い、福祉の増進に努めている。

2 母子及び父子福祉資金・ひとり親家庭福祉応急小口資金

母子及び父子福祉資金は、20歳未満の子を扶養している母子家庭又は父子家庭を対象に資金を貸し付け、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図っている。

ひとり親家庭福祉応急小口資金は、配偶者がなく現に児童を扶養している人に対し、冠婚葬祭等により応急に必要とする小口資金を貸し付け、その生活の安定と生活意欲の増進を図っている。

母子及び父子福祉資金貸付状況

(令和5年度)

資金種別	貸付件数	貸付金額
事業開始	0件	0円
事業継続	0件	0円
修学	29件	18,282,414円
技能習得	0件	0円
修業	0件	0円
就職支度	0件	0円
医療介護	0件	0円
生活	1件	216,000円
住宅	0件	0円
転宅	3件	747,000円
就学支度	7件	1,857,740円
特例児童扶養	0件	0円
結婚	0件	0円
合計	40件	21,103,154円

墨田区ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付状況

貸付年度	3年度	4年度	5年度
件数	2件	1件	2件
貸付金額	80,000円	35,000円	100,000円

3 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、児童福祉法に基づき配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその児童を入所させて保護するとともに生活の支援をとおしてこれらの方の自立を促進する施設である。

母子生活支援施設

(令和6.4.1現在)

	施設名
私立	厚生館立花 ベタニヤホーム

このほか、区外に所在する施設も利用（広域利用）。

入所状況

(令和 6. 4. 1 現在)

	施 設 数	世 帯 数	人 員
私 立	2所	30世帯	73人

※私立の他区による利用分は含まず。

母子等緊急一時保護

原則として区内在住者で、緊急に保護を必要とする母子又は女子を一時的に指定施設に入所させて、必要な保護、相談及び指導を行い、自立更生への措置を講ずるまでの応急的措置を図る。

第6節 生活保護

生活保護法でいう生活保護は、日本国憲法第25条に規定する「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」との理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて、必要でしかも適切な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものである。

本区における保護の状況として、世帯類型別にみると、現在、被保護世帯の過半数が高齢者世帯であり、高齢人口の増加に伴い、高齢者世帯は今後も増加していくことが予想される。

被保護世帯数は、平成20年のいわゆるリーマンショックに端を発する世界的な景気後退に伴い急増し、その後も増加してきたが、景気回復と有効求人倍率の復調もあり、平成25年度から平成29年度にかけてほぼ横ばいで推移し、平成30年度以降は減少傾向にある。

また、令和2年からの世界的な新型コロナウイルス感染拡大により、感染拡大防止策としてなされた学校・飲食店等への休業要請や働き方としてのリモートワークの推進は、区民生活にも大きな変化を生んだ。そんな中様々な経済対策が国や自治体で実施されたことなどにより、被保護世帯数は前年度と比較すると、引き続き微減傾向にある。

新型コロナウイルスの感染状況は昨年5月から感染法上の位置づけが5類感染症に変更され落ち着きを見せているが、未だ残るその災禍や円安・物価高騰などの影響による予測困難な社会経済状況にあって、セーフティネットとしての役割を担う生活保護制度の需要は、一段と増していくものと思われる。

保護の種類と内容

種 類	内 容
生 活 扶 助	衣食その他日常生活に必要な最小限度の費用 (飲食物費、光熱水費、衣料費及び移送費)
教 育 扶 助	児童・生徒が小中学校に通うための費用 (学用品、教材費、給食費、交通費、クラブ活動費など)
住 宅 扶 助	家賃・地代など住宅費及び家屋の補修その他維持に必要な費用
介 護 扶 助	介護サービスを受けるために必要な費用

医 療 扶 助	けがや病気の治療に必要な費用
出 産 扶 助	分べん及び衛生材料のための費用
生 業 扶 助	生業に必要な資金、技能の修得（高校等就学費を含む）に要する費用及び就職支度費
葬 祭 扶 助	火葬、運搬、納骨など葬祭に要する費用

保護の実施状況

(令和6年3月中)

実 数		生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭
世 帯	人 員								
世帯	人	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
6,027	7,153	5,411	5,598	170	1,669	5,692	0	119	31

労働力・世帯類型別にみた被保護世帯

(令和6年3月中)

	合 計	単 身 世 帯					2 人 以 上 の 世 帯					
		計	高齢者	障害者	傷病者	その他	計	高齢者	母子	障害者	傷病者	その他
世帯主常勤	656	489	147	76	63	203	167	14	80	4	3	66
〃 日雇	50	49	22	2	10	15	1	0	0	1	0	0
〃 内職	46	40	12	12	8	8	6	1	1	1	1	2
〃 その他	33	32	9	6	7	10	1	0	1	0	0	0
世帯員就労	104						104	10	7	6	14	67
就労している者がいない	5,120	4,532	3,187	475	518	356	588	224	107	35	54	168
計	6,009	5,142	3,373	571	606	592	867	249	196	47	72	303

※保護停止世帯は含まず。

保護費の支出状況

(令和5年度月平均)

生活	住宅	教育	介護	医療	出産	葬祭	生業	施設事務費等	就労自立給付金	進学準備給付金	法外	計
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
355,250	275,683	1,712	43,118	573,071	1	5,171	1,482	13,917	225	158	2,049	1,271,837

保護の開始・廃止件数

(令和5年度)

申請件数	取下げ件数	却下件数	開始件数	廃止件数
699件	7件	26件	676件	801件

保 護 率

(令和6年1月現在)

全 国	都 区 内	墨 田 区	足 立 区	葛 飾 区	江 戸 川 区	江 東 区
16.3	19.6	25.7	33.7	29.5	27.9	16.2

単位・‰

※都区内及び各区の数値は「福祉局月報」(東京都福祉局)による。

生活保護世帯に対する法定外の援護

(令和5年度)

事業名	対象等	支給品等	人数・世帯	
修学旅行支度金	小学校6年生	1人 4,300円	21人	
	中学校3年生	1人 8,500円	36人	
学童服代の支給	小学校2年生から6年生	1人 11,400円	174人	
	中学校2年生から3年生			
運動着代の支給	小・中学生 (墨田区立中学校1年生を除く)	1人 4,100円	195人	
被保護者自立促進事業	就労支援	スーツ代等	(限度額) 35,000円	20件
		補助教材費等	(限度額) 12,000円	0件
		就職活動用の携帯電話(プリペイド式)購入	(限度額) 20,000円	0件
		就労時の連帯保証費	(限度額) 50,000円	3件
		就職活動支援費	(限度額) 10,000円	2件
		緊急一時保育料	(限度額) 50,000円	0件
		無認可保育園入園料保育料	(限度額) 960,000円	0件
	社会参加活動支援	ボランティア講座受講料	(限度額) 6,000円	0件
		ボランティア保険料		0件
		シルバー人材センター年会費	(限度額) 2,000円	8件
		精神障害者等自助グループ参加交通費	(限度額) 60,000円	0件
		介護ベッド等搬入・購入費	(限度額) 60,000円	1863件
	地域生活移行支援	転居時の鍵交換費	(限度額) 20,000円	131件
		居室清掃費用	(限度額) 400,000円	23件
		居室環境整理サポート費用	(限度額) 216,000円	5件
		生活支援サービスマネジメント年会費及びヘルパー等派遣費用	(限度額) 600,000円	98件
		債務整理予納金	(限度額) 15,000円	0件
		高齢者等見守り支援費	(限度額) 75,000円	0件
		精神科カウンセリング受診料	(限度額) 72,000円	48件
		退院準備交通費	(限度額) 8,000円	7件
	健康増進支援	介護予防教室参加費	(限度額) 3,000円	0件
		健康増進意欲形成支援費	(限度額) 10,000円	0件
		健康管理機器購入費	(限度額) 20,000円	19件
次世代支援	学習環境整備支援費(小学校1年生から中学校2年生)	(限度額) 100,000円	163件	
	学習環境整備支援費(中学校3年生)	(限度額) 200,000円	35件	
	学習・相談ボランティア派遣費用	(限度額) 64,000円	0件	
	健全育成支援費	(限度額) 15,000円	0件	
	学習環境整備支援費(高校1、2年)	(限度額) 150,000円	23件	
	学習環境整備支援費(高校3年)	(限度額) 200,000円	17件	
	大学等進学支援費	(限度額) 80,000円	9件	

第7節 その他の事業

1 各種事業

日本国憲法は第25条で国民の生存権を保障した。この規定を具体化するため各福祉法が制定されているが、区では、地域住民に密着した、よりきめ細かな福祉の充実をめざして、次のような事業も行っている。

包括的支援体制整備事業

令和3年4月施行の改正社会福祉法によって、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備事業が規定された。区ではこの法改正を受け、地域福祉計画の重点取り組みに位置付け、試行事業を経て令和4年度から本格的に実施している。

本事業を推進することで、これまでの分野別の支援体制では対応しきれない「複雑化・複合化した支援ニーズ」や「制度の狭間にある課題」への対応、本事業の地域の拠点である地域福祉プラットフォームの機能強化など包括的な支援体制を整備し、地域共生社会の実現を目指す。

ひきこもり支援推進事業

ひきこもりで悩んでいる方やその家族からの相談を受け止め、本人が望む解決に向けて、伴走支援を行う体制を構築し、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指す。

(1) ひきこもり支援専用相談窓口の設置等

ア 専用相談窓口

対面での相談だけでなく、ひきこもりで悩んでいる方の状況に寄り添い、非対面で電話やメールで相談ができる「ひきこもり支援専用相談窓口」を設置している。

イ 家族会

ひきこもりで悩んでいる家族等を中心とした家族会を開催している。そこで、自立に向けたアドバイスや支援に関する講演会を実施する。

(2) ひきこもり支援専用WEBサイトの開設

ひきこもりに対する正しい理解の周知を図るとともに、ひきこもりで悩んでいる方や家族が地域から孤立しがちな状況を踏まえた上で分かりやすい情報を発信する。

中国残留邦人等の方々への支援

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づき中国残留邦人等とその配偶者等

の方々への支援を行っている。支援内容は①老齢基礎年金の満額支給②世帯の収入が一定基準（最低生活費）を満たさない方に対する生活支援給付等の支給③通訳派遣など地域での生活支援である。

家庭相談

人間関係の調整と、家庭福祉の向上を図ることを目的とし、昭和36年から家庭相談員を福祉事務所に配置し、家庭相談を行っている。

家庭相談員は、家庭生活にまつわる複雑な人間関係の諸問題、すなわち、夫婦、嫁しゅうとめ、親子、恋愛、男女等の人間関係や、子の認知・扶養・離婚・相続等の身分関係、生活、就職、教育等、その他あらゆる問題について助言、援助を行うとともに、関係機関との連絡調整等、広範囲にわたる相談活動を行っている。

女性相談

昭和31年5月、売春防止法の制定に伴い、婦人保護事業は売春防止策の一環として位置づけられ、福祉事務所に婦人相談員が設置された。

国は、平成5年及び平成11年に制度改正を行い、売春を行うおそれのある女性に限らず、家庭関係の破綻、生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を有している女性に対し広く相談に応じ、柔軟に保護・援助を行うことになった。

その後、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法・平成13年制定）、人身取引対策行動計画（平成16年制定）、ストーカー行為等の規制に関する法律（平成12年制定）と対象女性が拡大した。

令和6年4月、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律が施行され、社会福祉に関する法律に位置づけられるとともに、婦人相談員の名称が女性相談支援員に改められた。

近年、面前DVをはじめとする児童虐待が同時に行われている事例の増加や若年女性に対する新たな課題に対して適切な対応が求められている。

女性相談では、保護・援助を必要とする女性、DV及びストーカー被害者などの課題解決や社会的・経済的自立の支援を、様々な関係機関との連携を図りながら行っている。

生活困窮者の自立支援

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階から生活困窮者の自立に向けた支援を行うため、経済的困窮等による生活の不安に関する相談窓口を設置し、次の事業を行っている。

(1) 自立相談支援事業

生活の困りごとや不安についての相談を受け、自立相談支援員が、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、相談者主体の具体的な支援プランを作

成し、自立に向けた支援を行っている。

(2) 住居確保給付金事業

離職者等で就労意欲のある方のうち住居を失った方、又は失うおそれのある方に対し、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給するとともに就労支援を行っている。

(3) 就労準備支援事業

就労や生活習慣に課題を抱える方に、一般就労に向けた知識の習得支援等の場を提供するとともに就職活動支援や就職後の職場定着支援を行っている。

(4) 家計改善支援事業

家計に課題を抱える方に対し、家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲を引き出す支援を行っている。

(5) 子どもの学習・生活支援事業

貧困の連鎖防止を図るため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援・生活支援を行っている。

旧軍人・遺族等の援護

公務上の負傷、疾病または死亡にかかわる旧軍人、軍属またはその遺族に対し、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に基づき、各種の援護が図られている。

戦没者の妻・父母、戦傷病者の妻に対する特別給付金及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金については各法律により支給されている。

令和5年度における支給等実績は、次のとおりである。

戦没者の父母、妻及び戦傷病者の妻に対する特別給付金

(令和5年度)

	請求件数	進達件数	裁定件数	国債交付
父 母	0件	0件	0件	0件
妻	0件	0件	0件	0件
戦傷病者の妻	0件	0件	0件	0件

戦没者の遺族に対する特別弔慰金

(令和5年度)

	請求件数	進達件数	裁定件数	国債交付
戦没者の遺族	0件	0件	22件	33件

女性福祉資金

女性の経済的自立と安定した生活を確立するために必要な資金の貸付けを行い、女性福祉の増進を図っている。

女性福祉資金貸付状況

(令和5年度)

資 金 種 別	貸 付 件 数	貸 付 金 額
事業開始、事業継続、修学、 技能習得、就職支度、医療介 護、就学支度、生活、住宅、 転宅、結婚	0件	0円
合 計	0件	0円

療養資金貸付

疾病又は負傷により療養中の高齢者、心身障害者又は区長が特に必要と認める者の療養費等を、一定の要件に基づき当該療養者の属する世帯主に貸し付けることにより、その生活の安定を図ることを目的とする。

療養資金貸付状況

(令和5年度)

区 分	件 数	金 額
高 額 療 養 費	3件	3,470,301円
室料差額・食事費等	4件	422,430円
計	7件	3,892,731円

行旅病人

旅行中の外国人で入院治療を要する人のうち、所属国の援助や他制度の活用が受けられず、日本国内に救護者がいないため医療費等を負担できない人について、区長が救護を行っている。

令和5年度は、対象者がいなかった。

行旅死亡人

墨田区で死亡し、本籍・住所・氏名等が判明しないなどの理由で引取者がいない遺体について、区長が埋火葬等の処理を行っている。

行旅死亡人取扱状況

(令和5年度)

性別	取扱件数	処 理 内 容			身 元 関 係	
		大 学 交 付	業 者 委 託	そ の 他	判 明	不 明
男	33体	0体	33体	0体	33体	0体
女	8	0	8	0	8	0
不 詳	0	0	0	0	0	0
計	41	0	41	0	41	0

※その他→手続きの段階で身元判明等のため遺族引渡し

小災害り災者応急援護

区民が、火災により住居の半焼以上の被害（放水による半焼と同程度以上の被害を含む）を受けたとき、あるいは風水害により床上浸水またはこれに相当する被害を受けたときに見舞金を支給している。また、火災あるいは風水害で死亡した人の世帯には弔慰金を支給している。

見舞金・弔慰金支給状況

(令和5年度)

見 舞 金				弔 慰 金	
普 通 世 帯		単 身 世 帯			
1世帯	30,000円	4世帯	60,000円	0人	0円

入院助産

保健上、必要があるにもかかわらず、経済的理由により病院等での出産が困難な妊産婦の方に対し、児童福祉法第22条に基づき、指定の病院等へ入所してもらい、出産費を公費で負担する。

私立高等学校等入学資金

学校教育法に規定する私立の高等学校又は高等専門学校への入学予定者の養育

者で、入学金等の費用について所得要件が融資基準に満たないため、金融機関等から融資を受けられない人に対し、貸し付けている。

令和5年度は、対象者がいなかった。

路上生活者対策事業

東京都と特別区は、路上生活者対策事業として、都内のホームレス者等に対し、食事、医療、居所、就労等の確保を目的とする「自立支援センター」事業を共同で実施している。

本事業は、1巡回相談事業、2緊急一時保護事業、3自立支援事業、4地域生活継続支援事業、5支援付地域生活移行事業（平成31年度から）の5つの事業を柱として運営されており、平成14年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき開始された事業である。平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されると、本事業は同制度の「一時生活支援事業」として引き継がれ、現在に至っている。

現在、東京都では特別区を5ブロックに分け、それぞれのブロックで5年間ごとに各区輪番により同センターを設置している。墨田区が所属する第5ブロックにおいては、令和6年3月から令和11年3月までの5年間、江戸川区を当該設置区として、特別区人事・厚生事務組合が運営を行う。

2 社会福祉法人の認可、指導監査等

平成25年4月以降、社会福祉法人（主たる事務所が区内にあり、区内でのみ事業を行う法人）について、墨田区長が所轄庁となり、設立・定款変更の認可、運営に関する指導監査等の事務を行っている。

平成28年3月に「社会福祉法の一部を改正する法律」が成立し、翌年4月全面施行された。これにより社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性向上、財務規律の強化等が図られたことを受けて、同年4月に国が制定した「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づく指導監査を実施している。

令和6年4月1日現在、墨田区長が所轄庁である社会福祉法人は、12法人である。

3 すみだボランティアセンター

すみだボランティアセンターは、ボランティア活動の拠点となる施設及び福祉活動を行う団体を援助するための施設として、昭和60年7月1日に開館した。すみだボランティアセンターの管理は、平成18年4月から令和3年3月まで指定管理者制度により社会福祉協議会が行ってきたが、令和3年4月から区が直接行っ

ている。

ボランティア活動施設は、ボランティア活動に必要な人的・物的な援助をすることを目的に整備され、社会福祉協議会が事業を展開している。

「すみだボランティアセンター分館」は、令和6年4月に亀沢三丁目から緑四丁目に移転した。この分館では、施設の利用及びすみだハート・ライン21、ミニサポート、すみだファミリー・サポート・センターに係る相談・登録等のほか、ハンディキャブと車いすの貸出、杖の贈呈等、社会福祉協議会の事業も行っている。

- 所在地 東向島2-17-14
- 規模 鉄筋コンクリート造 3階建
- 1階 すみだボランティアセンター
電話 3612-2940 FAX 3610-0294
地域福祉活動担当
電話 5655-8361 FAX 3610-0294
- 2階 社会福祉協議会事務局
電話 3614-3900 FAX 3612-2944
すみだ福祉サービス権利擁護センター
権利擁護担当 電話 5655-2940 FAX 3612-2944
福祉資金担当 電話 3614-3902 FAX 3612-2944
併設 曳舟集会所
- 3階 すみだボランティアセンター（活動室他）

すみだボランティアセンター分館

- 所在地 緑4-4-12 メゾンベール錦糸町1階・2階
- 規模 鉄筋コンクリート造 6階建の1階・2階部分
- すみだボランティアセンター分館事務局（1階）
電話 5638-0510 FAX 5638-0514
- すみだハート・ライン21事業室（有料在宅福祉サービス）
電話 5638-0511 FAX 5638-0514
- ミニサポート事業担当
電話 5638-0513 FAX 5638-0514
- すみだファミリー・サポート・センター
電話 5638-0512 FAX 5638-0514
- 講習室（2階）

4 すみだ福祉保健センター

すみだ福祉保健センターは、福祉と保健の両分野にまたがるサービスを、総合的・一体的に提供する施設として、平成元年4月に開設された複合施設である。

事業内容は、障害者（児）や高齢者を対象に疾病予防をはじめ、介護サービスや各種相談、機能訓練にいたるまで多岐にわたっている。

福祉・保健にかかわる切実なニーズに敏速に対応するため、開設当初から、施設の管理運営等を社会福祉法人墨田区社会福祉事業団に委託してきた。

平成18年4月から指定管理者制度により、墨田区社会福祉事業団を事業者として指定し、更なる利用者サービスの向上と効率的な運営を図っている。

- 所在地 向島3-36-7（電話 5608-3711）
- 規模 鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建
延 5,395.57㎡

児童デイサービス施設（みつばち園）事業

就学前の心身障害児（個別の理学療法は小学3年生まで）を対象に、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援を行い、一人ひとりの発達に合わせた援助を行っている。平成25年4月から、児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして開設し、地域の中核を担う児童福祉施設として療育内容と地域支援の充実を図っている。令和6年3月末現在の利用児は、集団療育68名、個別療育297名である。

なお、平成22年度に開設された「すみだステップハウスおおぞら」の、児童デイサービス施設「にじの子」と連携し、事業を行っている。

相談支援（すみだ福祉保健センター 相談支援事業所）事業

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援している（計画相談支援・障害児相談支援）。また、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行っている。

障害者生活介護施設（はばたき福祉園）事業

重度の障害者の方を対象に、心身の発達を促すとともに社会的な生活能力を高めるための活動を行うことにより、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援に努めている。令和6年3月末現在の利用者は57名である。

なお、平成22年度に開設された「すみだステップハウスおおぞら」の、障害者

生活介護施設「ひだまり」と連携し、事業を行っている。

身体障害者福祉センター事業

身体障害者の福祉の向上を図るため、機能訓練・各種講座等の事業を実施している。また、サークルやボランティア団体、身体障害者団体等に集会室の貸出し等を行っている。令和5年度の利用者は延べ4,182名である。

老人福祉センター事業

地域の60歳以上の高齢者が、健康で明るい生活を営むことができるよう、各種相談、機能訓練、教養講座等の事業を実施している。また、サークルや老人クラブ等に教養娯楽室兼集会室の貸出しを行っている。令和5年度の利用者は延べ6,706名である。

高齢者在宅サービスセンター事業

介護保険の認定を受けている方々に対し、趣味・生きがい活動、日常生活訓練、食事サービス等を提供している1日コースと、個別の機能訓練に特化した半日利用の機能訓練コースを実施している。

令和6年3月末現在の利用者は、154名である。

健康増進事業

運動指導、啓発活動を行い、生活習慣病予防と健康増進を図っている。令和5年度の健康づくり教室の利用者は、延べ930名である。

機能訓練事業

理学療法、作業療法、言語聴覚療法、日常生活動作訓練等を行いながら、心身の機能を回復、または低下を防ぐ。介護保険対象者については、介護保険を適用し、高齢者在宅サービスセンター事業として実施している。

令和6年3月末現在の利用者は、106名である。また、平成26年度から高次脳機能障害を発症した方や、その家族からの個別相談窓口を開設した。令和5年度の相談件数は、延べ950名である。

介護保険認定調査事務

介護保険制度において要介護、要支援の認定を受けようとする区民に対して、介護保険法に基づく訪問調査を実施している。令和5年度実施件数は、5,622件である。

こうめ高齢者支援総合センター（高齢者支援総合センター欄参照562頁）

区内の社会福祉事業施設（区立以外）

特別養護老人ホーム

設置主体	施設名	所在地	電話
社会福祉法人	東京清風園	立花1-25-12	6861-8771
〃	同愛記念ホーム	横網2-1-11	3625-6391
〃	和翔苑	八広6-55-17	3617-1501
〃	ケアホームズ両国	両国2-5-13	5624-4165
〃	寿老の里	東墨田3-13-4	6657-0310
〃	木下川吾亦紅	東墨田2-15-2	5247-4165
〃	しらひげ	東向島4-2-11	6657-2300

授産施設

設置主体	施設名	所在地	電話
社会福祉法人	自恵会向島生活館	堤通1-14-7	3611-5790

助産施設

設置主体	施設名	所在地	電話
地方独立行政法人	墨東病院	江東橋4-23-15	3633-6151
社会福祉法人	賛育会病院	太平3-20-2	3622-9191

無料低額診療施設

設置主体	施設名	所在地	電話
社会福祉法人	同愛記念病院	横網2-1-11	3625-6381
〃	賛育会病院	太平3-20-2	3622-9191
〃	済生会向島病院	八広1-5-10	3610-3651
医療法人財団	すみだ共立診療所	墨田3-41-15	3611-5545

児童厚生施設

設置主体	施設名	所在地	電話
社会福祉法人	興望館	京島1-11-6	3611-1880
一般財団法人	本所賀川記念館	東駒形4-6-2	3622-7811

第8節 協力関係機関

1 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員は福祉事務所をはじめ行政機関が行う福祉施策に協力し、生活困窮者・高齢者・障害者・児童などの相談・支援にあたるほか、地域の福祉増進を図るための調査や自主的活動を広範囲に行う社会奉仕者で、厚生労働大臣から委嘱されるとともに、超高齢社会を迎えて高齢者相談員としても活動している。

また、平成6年1月からは、児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員・児童委員として、主任児童委員が新たに設置され、従来の区域を担当する民生委員・児童委員と一体となった活動を展開することにより児童委員活動の一層の推進を図っている。墨田区では、現在173名の民生委員・児童委員（うち主任児童委員14名）が活動している。（令和6年7月1日現在）

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動状況

(令和5年度)

	内容別相談・支援件数															計 (15)
	在宅福祉社(1)	介護保険(2)	健康・保健医療(3)	子育て・母子保健(4)	子どもの地域生活(5)	学校の教育・生活(6)	学生生活費(7)	年金・保険(8)	仕事(9)	家族関係(10)	住居(11)	生活環境(12)	日常的な支援(13)	その他(14)		
民生委員(01)	269	118	96	162	126	241	53	1	11	117	63	183	470	623	2,533	
(再掲) 主任児童委員(02)	1	0	3	51	0	52	0	0	1	5	1	3	17	0	134	

	分野別相談・支援件数					その他の活動件数						訪問回数		連絡調整回数		活動日数(11)
	高齢者に関すること(16)	障害者に関すること(17)	子どもに関すること(18)	その他(19)	計(20)	調査・実態把握(1)	行事・事業・参加協力(2)	地域福祉活動・動(3)	自民協運営・研修(4)	証明(調査・確認等)業務(5)	要保護児童の仲介(6)	発見の通告・仲介(7)	訪問・連絡活動(8)	委員相互(9)	その他関係機関(10)	
民生委員(01)	1,408	77	529	519	2,533	1,064	4,228	4,503	4,676	162	6	7,103	8,007	8,363	8,245	24,399
(再掲) 主任児童委員(02)	15	0	103	16	134	2	137	46	369	8	0	193	18	793	775	1,200

民生委員・児童委員

第1地区

(令和6.7.1現在)

氏名	住所	氏名	住所
伴道子	千歳1-2-17	清水恒徳	両国3-16-10
進士栄一郎	両国4-33-1	野本美智子	緑2-8-8
奥野洋子	千歳3-4-4-101	疋田喜久	緑3-13-5-901
横島幸光	立川1-14-2	日野康子	緑4-13-5
石田弘子	立川2-3-2	木村茂	緑4-5-11
田村正一	立川3-10-4	瀧井雅子	江東橋1-4-12-1102
後藤康則	菊川1-15-2	五十嵐仁	江東橋2-10-6
石田文江	菊川2-1-1	金澤秀紀	江東橋3-8-7
保科淑恵	菊川3-1-11-502		株式会社錦糸町プラザ錦糸町 駅前プラザビル
稗田理保	菊川3-16-7	福田當美子	江東橋4-30-2-1111
石井智子	両国2-17-8-901	横地園子	江東橋5-11-10-101

第2地区

氏名	住所	氏名	住所
宮崎佳子	亀沢1-20-2	千葉和子	太平2-17-2
松本久史	亀沢2-13-2 4F	池田美和子	太平3-6-1
須田佳子	亀沢3-23-4	鳥居恭子	太平4-1-1-4008
遠上佐智恵	亀沢4-13-7	村木妙子	太平4-2-1-614
永井美代子	亀沢4-13-15-501	佐々木真貴子	太平4-24-14-902
岩永治朗	錦糸1-7-17-502	荒木田一裕	本所1-28-2
鹿島富佐子	錦糸1-2-6-406	集貝知子	本所1-30-1 3F
任田幸子	錦糸2-7-9	佐藤陽子	本所3-15-2
小川博	錦糸4-6-9	石井洋介	横川1-10-6
田島あけみ	石原1-36-3	高島章	横川2-10-6
田中裕子	石原2-22-9	有馬慶子	横川4-11-11
島田小百合	石原2-11-2-401	大澤清貴	横川5-9-3-515
高林芳和	石原4-21-6		
齋藤正樹	太平1-6-5		
菊地明美	太平1-19-4		

第3地区

氏 名	住 所	氏 名	住 所
川 島 良 夫	東駒形 1-3-15	浦 野 勝 美	向島 2-21-10-103
鎌 形 由美子	東駒形 2-5-11	岡 田 有紀子	向島 3-2-1-203
笠 間 義 弘	東駒形 3-2-10-702	川 嶋 昌 和	向島 3-9-8
高 田 晶 子	本所 4-30-10-601	上 田 慶 子	向島 4-24-6
小 林 みどり	業平 1-7-23-403	鈴 木 喜代美	向島 4-13-23
大 屋 好 正	業平 1-6-3-1402	阿久津 智 子	向島 5-30-16
亦 野 民 枝	業平 2-6-9	松 井 多美子	向島 5-26-10
高 橋 洋 江	業平 2-12-11	中 村 優 子	向島 5-34-3
川久保 博 史	業平 3-12-5	繁 田 誠 一	向島 1-30-1
鈴 木 光 子	業平 4-7-7	戸 部 義 久	向島 3-45-15-601
秋 元 治 子	業平 4-16-10	安 宅 惠 子	向島 3-38-10
川 合 ひとみ	吾妻橋 1-3-3-1001	田 島 眞佐子	押上 2-7-4
濱 野 藤 男	吾妻橋 2-18-11	大 谷 直 子	押上 2-16-2-1301
福 田 美 加	吾妻橋 3-7-12	中 村 光 一	押上 1-25-6
石 井 利 夫	向島 1-21-9	多 賀 康 之	押上 1-35-5
山 口 あや子	向島 2-7-7	藤 原 壽 江	押上 2-24-8

第4地区

氏 名	住 所	氏 名	住 所
宮 澤 仁	押上 3-24-6	村 杉 めぐみ	立花 2-12-2
口 町 光 弘	押上 3-6-8	永 堀 佳思代	立花 1-23-2-409
川 西 朋 子	押上 3-13-5	守 谷 政 義	立花 1-28-4-1008
間 中 文 子	押上 3-29-11-303	本 多 未智世	立花 1-27-6-1121
伴 野 鈴 江	押上 3-59-2	小松崎 秀 琴	立花 3-20-8-302
佐 藤 眞理子	押上 3-34-5	中 川 啓 子	文花 1-32-1-1115
永 藤 福 信	文花 1-29-2-704	橋 本 和 子	京島 1-13-7
渡 部 あけみ	文花 1-30-14-207	北 條 和 代	京島 2-24-7
岩 田 栄 子	文花 1-26-27-403	八 木 成	京島 3-19-6
林 志津子	文花 1-26-26-210	頭 金 多 絵	京島 3-41-1
水 谷 須美子	文花 1-28-35-208	田 口 奈美江	京島 3-50-11
小 林 秀 樹	立花 2-2-12	伊 藤 正 廣	文花 3-2-2

第5地区

氏名	住所	氏名	住所
篠田 喜代子	立花4-36-4	鈴木 裕美子	八広2-56-7
岩立 道子	立花3-20-1	竹内 かおる	八広3-38-4
風間 明	立花4-15-15	南 睦美	八広3-14-13
手呂内 成美	立花5-2-6	高橋 ひとみ	八広4-13-7
高木 正樹	立花5-34-11	福田 和子	八広4-5-17
藤川 榮	立花6-6-3	中嶋 規雅	八広4-40-5
野村 文子	立花6-8-2-1414	鶴沼 明子	八広6-45-8
皆川 仁	八広1-37-12	宇野 正行	八広6-6-3
佐久間 令子	八広3-6-5	谷 眞宏	八広5-32-6
野崎 弘	八広2-14-13	原口 春美	東墨田3-5-19
小島 順子	八広2-27-2		

第6地区

氏名	住所	氏名	住所
古川 眞澄	京島1-17-10	佐藤 周一	押上2-36-2
星野 和子	京島1-39-1-515	羽鳥 由江	東向島2-48-8
遅澤 睦美	京島2-17-12	佐原 まち子	東向島3-31-3
佐倉 久仁子	八広1-4-9	益子 昌美	東向島4-22-8
小林 久美子	八広5-10-1-701	川名 百世	東向島5-5-13
松沢 陽子	東向島3-35-7-103	岩田 謙一	東向島4-43-6
西出 真由美	東向島1-10-5	吉永 道子	東向島6-16-10
清川 純子	東向島1-18-4	中村 淑子	東向島6-26-16
荻田 芳江	向島5-48-15	小松 恵子	八広6-1-1-702
増田 志津江	東向島2-30-10	山本 由美	墨田1-1-1

第7地区

氏 名	住 所	氏 名	住 所
佐藤 洋子	墨田2-5-11	小山 進	墨田5-4-11
片桐 潤一	墨田2-20-11-306	長倉 淳子	墨田5-27-17
白鳥 順子	墨田2-43-5	小暮 一博	墨田5-38-9
廣田 あい子	墨田3-10-12	本田 初江	堤通2-4-4-301
宮代 淳子	墨田3-30-7 松野方	竹内 笑美子	堤通2-5-5-1107
川島 俊子	墨田4-12-14	小椋 順子	堤通2-7-11-501
高木 恒子	墨田4-25-1	花 嶋 ちえの	堤通2-10-18-1007

主任児童委員

地 区	氏 名	住 所
第1地区	志波 洋子	立川3-6-15-803
	西村 直子	緑 4-11-9
第2地区	土屋 恵子	亀沢2-20-12-702
	後藤 雅子	本所1-12-6
第3地区	中林 秀夫	吾妻橋2-4-5
	波田野 歩	八広4-50-6-401
第4地区	高埜 晴美	押上3-15-16
	出沼 俊夫	立花2-27-9
第5地区	橋本 雅司	八広2-14-3
	千野 佳子	立花4-18-9-508
第6地区	杉崎 真嗣	墨田2-34-4-303
	岡田 英代	墨田1-7-6-404
第7地区	古川 等	墨田2-9-21
	徳田 奈保己	墨田3-36-17

※定数 209名・現員 173名

2 社会福祉法人墨田区社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である。福祉事業の企画、実施をするほか、福祉活動への住民参加の促進、社会福祉事業に関する調査、普及、啓発、連絡調整及び福祉サービス利用援助等の事業を行うとともに、個人が尊厳をもって地域で自立した生活を営むことができるよう、地域住民と社会福祉事業者と社会福祉活動者とが相互に協力して実施する住民主体の福祉のまちづくりを推進している。

組織強化対策事業

会員増強運動

調査研究に関する事業

社会福祉調査研究、地域福祉活動計画の推進

連絡調整に関する事業

各種関係団体、施設及び関係行政機関との連絡調整

普及啓発に関する事業

機関紙「墨田社協だより」・「ボランティアだより」の発行、ホームページ・区のお知らせ等を通じての普及啓発、事業概要の作成

児童福祉事業

おもちゃサロン事業

高齢者福祉事業

老人クラブ連合会助成、歩行困難高齢者への杖贈呈

障害者福祉事業

障害者関係団体助成、月刊専門機関誌贈呈

ひとり親家庭福祉事業

私立母子生活支援施設運営等助成、ひとり親家庭支援団体助成

歳末たすけあい事業

在宅重度心身障害者見舞金贈呈、地域福祉活動事業

地域福祉事業

1. 地域福祉プラットフォーム事業（墨田区委託）

地域における多世代の交流や多様な活動の場で、誰もが気軽に立ち寄ることができ、相互に交流を図ることができる地域の拠点であるとともに、多機関との連携のもとに常駐する職員が困りごとの相談に応じ、解決に向けた支援などを行う事業。

○地域福祉プラットフォーム京島（京島3-49-18 キラキラ茶家）
毎週火曜日・木曜日 午前11時～午後4時（祝日・年末年始を除く）

○地域福祉プラットフォーム本所（本所1-13-4 本所地域プラザ1階）
毎週月曜日・水曜日 午前11時～午後4時（毎月第3月曜休み、祝日・年末年始を除く）

○地域福祉プラットフォーム八広

(八広5-18-23 八広はなみずき高齢者支援総合センター内)

毎週火曜日・木曜日 午前11時～午後4時(祝日・年末年始を除く)

○地域福祉プラットフォーム墨田

(墨田5-49-5 旧隅田小学校体育館)

毎週月曜日・水曜日 午後1時～午後4時半(祝日・年末年始を除く)

2. 小地域福祉活動・ふれあいサロン

住民が住み慣れた地域でいきいきと安心して住み続けるため、町会・自治会エリアを単位に住民が主体的に行う支えあい・助けあい活動に対する支援。

見守り声かけといった日頃の支えあい活動の推進を行っているほか、近隣とのつながりや情報交換の場として、身近な地域の交流の場であるふれあいサロンを支援している。

また、小学校や児童館といった地域に身近な場所を拠点に、隣接する複数の町会・自治会を範囲とした拠点型ふれあいサロンを実施している。

3. 町会・自治会の地域福祉活動助成

地域福祉活動の拠点である町会・自治会に対し、住民主体で取り組む福祉活動の拡大・定着を目的に行う助成事業。

4. 生活支援コーディネーターの配置

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた地域の取組を推進するため「生活支援コーディネーター」を配置し、当協議会内の各種事業を横断的に活用するほか、住民全体の地域資源の発掘や、関係機関とのネットワークの構築などを実施している。

すみだ福祉サービス権利擁護センター事業

次の各種支援を総合的・一体的に行う事業

1. 福祉サービス利用相談

福祉サービスを利用しようとする方への情報提供など、福祉に関する相談事業。

2. 弁護士による権利擁護法律相談

高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではない方の権利擁護相談、福祉サービス利用に際しての苦情や、親族後見人等の困りごとなど、弁護士が法律的な相談に応じる事業。

3. 福祉サービス利用援助事業『地域福祉権利擁護事業』

認知症高齢者や要介護・要支援の高齢者、及び知的・精神障害者の方

が福祉サービスを利用する際に、利用契約やケアプラン作成の場に立ち会い、事業者と対等な関係で手続きができるよう支援する事業。

4. 財産保全サービス事業

ひとり暮らしの高齢者や、自分で財産の管理が困難な障害者などに対し、財産の保全を行う事業。

5. 成年後見制度利用支援

成年後見制度の利用相談、後見等を引き受けてくれる団体の紹介などを行う事業。

6. 成年後見人等への報酬費用助成制度

成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対し助成を行う制度。

7. 社会貢献型後見人（市民後見人）の養成・支援

成年後見制度の普及と後見人候補者不足の解消等を図るため、区民による社会貢献的な後見人を養成・支援する事業。

8. 法人後見監督事業

社会貢献型後見人（市民後見人）が適切な後見活動を行うように監督するとともに、被後見人本人の最善の利益が尊重されるように助言・指導を行う事業。

9. 法人後見事業

法人として成年後見人等となる事業。社会貢献型後見人（市民後見人）の活動を補完し、かつ、セーフティネットの役割を担う。

10. すみだあんしんサービス事業

ひとり暮らしの高齢者の将来の不安に備え、元気なうちから契約し判断能力が低下後、法人が任意後見人となり、死後の事務まで支援する事業

11. 福祉サービスに関する苦情受付

福祉サービスに関する苦情を受け、解決のための支援を行う事業。

福祉活動助成事業

民生委員・児童委員協議会、福祉関係施設団体等への助成

緊急援護事業

生活見舞金贈呈

生活福祉資金貸付事業（実施主体：東京都社会福祉協議会）

福祉資金（緊急小口資金を含む）、教育支援資金、総合支援資金、不動産担保型生活資金の相談・貸付

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（実施主体：東京都社会福祉協議会）

入学準備金・就職準備金の申請書類受付

住宅支援資金の申請書類受付

応急小口資金貸付事業

低所得世帯に対し、災害・疾病等により緊急・一時的に必要とする小口資金の相談・貸付

すみだボランティアセンター運営事業

ボランティアの相談・登録・紹介、ボランティア活動の普及啓発、ボランティアの養成確保（各種講習・講座の実施）、施設及び機材等の利用貸出受付、すみだボランティアまつりの開催

すみだハート・ライン21事業（会員制の有料在宅福祉サービス）

在宅者への家事援助を中心とするサービスの提供

日常生活で手助けを必要としている高齢の方、障害のある方、産前産後の方を対象として炊事・掃除・洗濯・買い物・通院（所）・散歩の付添い・話し相手など。

活動時間 午前7時～午後8時

利用料金 月～金 午前9時～午後5時 700円／時間

月～金 上記時間以外、土、日、祝日 900円／時間

謝礼金 月～金 午前9時～午後5時 800円／時間

月～金 上記時間以外、土、日、祝日 1,000円／時間

年会費 1,000円（利用会員のみ）

平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業である墨田区訪問型サービスB事業によるサービス提供を開始した。

ミニサポート事業

高齢の方や障害のある方の日常生活でのちょっとした困りごとに、地域の協力員が訪問してお手伝いするサービスを実施している。

サービス内容は、専門的な技術を必要としない概ね30分以内で終了する継続性のないもので、電球・蛍光灯の交換、小さな家具の移動、体調を崩した時の近所への買物、季節の衣替え、ごみ出しなど。

活動時間 午前7時～午後8時

費用 400円／30分

すみだファミリー・サポート・センター事業（墨田区委託）

育児の援助をしたい方（サポート会員）と援助を受けたい方（ファミリー会員）をつなぐ会員組織

センターのアドバイザーがファミリー会員からの依頼に対してサポート会員を紹介し、会員同士で地域における育児の相互援助を行っている。

対 象 者 区内在住で生後43日から小学校6年生までの子どもの保護者
利用料金

月～金 午前7時～午後7時 800円/時間 (一人あたり)

月～金 上記時間以外、土、日、祝日 1,000円/時間 (一人あたり)

ハンディキャブ貸出事業

車いすのまま乗れる電動リフト付普通ワゴン車1台とスロープ式普通自動車
2台・スロープ式軽自動車1台の貸出し

車いすの貸出し事業

高齢の方、障害のある方、病気やケガ等で車いすを一時的に必要とされる方
への無料貸出(最長6か月)、町会・自治会等団体への貸出

墨田区社会福祉協議会役員等

(令和6.7.1現在)

役職名	氏 名	備 考
会 長	須 藤 正	町会・自治会連合会会長
副 会 長	鎌 形 由美子	民生委員・児童委員協議会会長
	吉 田 耕 一	町会長
	高 木 恒 子	民生委員・児童委員協議会会長代行
理 事	立 岡 幸 夫	学 識 経 験 者
	石 井 智 子	民生委員・児童委員協議会地区会長
	口 町 光 弘	民生委員・児童委員協議会地区会長
	川 名 百 世	民生委員・児童委員協議会地区会長
	下 田 信二郎	前民生委員・児童委員協議会地区会長
	頭 金 多 絵	ボランティア団体会長
	野 原 健 治	福 祉 施 設 長
	西 村 孝 幸	福 祉 施 設 長
	浮 田 康 宏	区福祉保健部長

役職名	氏 名	備 考
監 事	藤 間 博 昭	税理士
	南 陸 美	民生委員・児童委員協議会地区会長
相 談 役	大 屋 善次郎	元 本会副会長
	吉 田 政 美	元 本会副会長
	西 原 文 隆	前 本会会長
参 与	若 菜 進	区厚生課長
	渡 邊 浩 章	区生活福祉課長
	島 田 哲 夫	区介護保険課長
	瀬 戸 正 徳	区高齢者福祉課長
	澤 田 敦 子	区保健計画課長
	石 岡 克 己	区子育て支援課長
	細 谷 勇 治	区子ども施設課長
野 澤 典 子	区子育て支援総合センター館長	

福 祉 団 体

(令和6.7.1現在)

名 称	住 所	電 話	代 表 者
社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会	東向島2-17-14 すみだボランティアセンター内	3614-3900	須 藤 正
公益社団法人 墨田区シルバー人材セ ンター	文花1-32-1-101	3616-5048	石 田 芳次郎
墨田区障害者団体連合会	亀沢4-18-11 亀沢のぞみの家内	3624-3154	庄 司 道 子
墨田区保護司会	江東橋 3-5-7 江東橋防犯拠点内	6456-1631	有 馬 慶 子
社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団	向島3-36-7 すみだ福祉保健センター内	5608-3711	岸 川 紀 子

